

第30回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年6月11日（木）20時45分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 6月10日12時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	1,979,089	111,876
ブ ラ ジ ル	739,503	38,406
ロ シ ア	484,630	6,134
英 国	289,140	40,883
イ ン ド	266,598	7,466
ス ペ イ ン	241,966	27,136
イ タ リ ア	235,561	34,043
ペ ル ー	203,736	5,738
ド イ ツ	186,506	8,736
イ ラ ン	175,927	8,425
そ の 他	2,383,994	121,070
合 計	7,186,650	409,913

※ 203の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 6月10日0時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	5,408	311
大 阪 府	1,785	84
神 奈 川 県	1,398	88
北 海 道	1,125	91
埼 玉 県	1,008	51
千 葉 県	910	45
福 岡 県	805	27
兵 庫 県	699	43
愛 知 県	511	34
京 都 府	359	18
そ の 他	3,004	127
合 計	17,012	919

※チャーター便帰国者15名、空港検224名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 5,426名（6月10日18時30分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・都内在住者等 5,423名（うち死亡者311名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置

	第 23 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 2 8 日	第 24 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
4 月 1 日	第 25 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	第 10 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4 月 6 日	第 26 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 7 日	第 27 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 1 1 日	第 28 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 1 6 日	第 29 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 2 2 日	第 30 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	第 11 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4 月 2 4 日	第 31 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 2 7 日	第 32 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5 月 1 日	第 12 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
5 月 4 日	第 33 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	第 13 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5 月 1 4 日	第 34 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	第 14 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5 月 2 1 日	第 35 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5 月 2 5 日	第 36 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
	新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言発出
5 月 2 9 日	第 15 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
6 月 4 日	第 37 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (持ち回り)

○ 都の動き

1 月 2 4 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 1 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 7 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 2 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 8 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 3 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 9 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 4 回東京都危機管理対策会議
1 月 3 0 日	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
	第 1 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1 月 3 1 日	第 2 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 3 日	第 3 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 7 日	第 4 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 2 日	第 5 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 4 日	第 6 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 7 日	第 7 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2月18日	第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月21日	第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月26日	第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月3日	第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月12日	第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月23日	第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月26日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
3月27日	第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月30日	第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月1日	第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月6日	第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月8日	第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月10日	第19回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月15日	第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月23日	第21回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月5日	第22回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月15日	第23回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月19日	第24回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月22日	第25回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月25日	第26回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月26日	第27回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月29日	第28回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月2日	第29回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）

- ・ 1都4県知事共同メッセージの発信
- ・ 九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・ 東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・ 東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）
- ・ 東京都緊急事態措置の実施（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年4月11日零時から5月6日）
- ・ 都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制を強化するとともに、首都圏で連携・協力した広報を展開（4月25日から5月6日）
- ・ 東京都緊急事態措置の延長（外出自粛要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・ 東京都緊急事態措置の延長（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（骨格）の公表
- ・ 令和2年第二回定例会補正予算案を公表
- ・ 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップの公表
- ・ ステップ1における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応発表
- ・ 国の基本的対処方針改定を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」を一部改定
- ・ 「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」ステップ2へ移行
- ・ 都民・事業者に感染拡大への警戒を呼び掛ける「東京アラート」発動

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、5 月 6 日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置相談センター（コールセンター）を設置
- ・ 宿泊施設における感染者への支援のため自衛隊へ派遣要請
- ・ 感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施
- ・ 区市町村と連携して商店街等での外出自粛の呼びかけを実施
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止についての個別要請を実施
- ・ 東京都人権プラザで「新型コロナウイルス感染症にかかる特別人権相談（法律相談）」を実施
- ・ 都立大・産技大・都立高専で、オンラインによる授業等を実施
- ・ 家計急変に伴う減免を都立大・産技大の授業料に適用
- ・ 経済的に困難な状況にある大学生等にアルバイトの機会を提供する取組を実施【全庁的取組】
- ・ 御蔵島村役場の業務支援のため、三宅支庁の職員を派遣
- ・ 感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施（追加募集）
- ・ 繁華街における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた都民への呼びかけを実施

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2 月 22 日から 3 月 15 日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4 月 12 日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立ち上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3 月 3 日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3 月 12 日）
- ・ 1 都 4 県（3 月 26 日）、九都県市（4 月 1 日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、住民に対する共同要請メッセージ発出（4 月 9 日）
- ・ 「いのちを守る STAY HOME 週間」1 都 3 県共同キャンペーン実施（4 月 25 日～5 月 6 日）
- ・ 1 都 3 県知事共同ビデオメッセージ発出（5 月 1 日）
- ・ 1 都 3 県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出（5 月 19 日）
- ・ 都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5 月 6 日まで方針を継続
- ・ 4 月 3 日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始（ほぼ毎日午後 6 時 45 分から配信）（5 月 11 日より、午後 6 時 30 分からに変更）

(5月30日より、毎週月・木曜日の配信に変更)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する東京都の支援策をとりまとめ、東京都公式ホームページ等に掲載
(4月14日)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と都民生活や経済を支える東京都緊急対策(第四弾)を発表
(4月15日)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する支援策について、より分かりやすく検索・閲覧できる「東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」を開設(5月5日)
- ・ 都主催イベントについては、緊急事態措置の延長に伴い、5月31日まで中止・延期の対応を継続
- ・ 休止中の都民利用施設及び都主催イベントの取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」に基づき、順次再開等するよう、総務局と連名で各局へ周知(5月25日)
- ・ 休止中の都民利用施設の再開等に関する情報について、東京都公式ホームページに掲載

(戦略政策情報推進本部)

- ・ 東京都と区市町村との間における Web 会議の開催を促進するため、区市町村に対し Web カメラ・モニター・端末等の資材や通信費・ライセンスを提供
- ・ 軽症者等を受け入れる宿泊療養施設に「健康アプリケーション」を導入
- ・ 都立施設の訪問履歴に基づき、利用者に迅速に感染情報を通知する「東京版新型コロナ見守りサービス」の提供を予定(6月12日)

(財務局)

- ・ 都庁展望室の休室
- ・ 契約事務手続きに関する対応(工事、設計等委託、物品買入れ等)
- ・ 公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインの策定及び周知

(主税局)

- ・ 国が所得税の申告納付期限(現行3月16日)を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限(現行3月16日)を4月16日まで延長
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
- ・ 期限までに申告等が困難な場合、申請により申告期限の延長を実施
- ・ 自動車税の下肢等障害者減免について、窓口申請に加え郵送による申請受付を開始
- ・ 納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を6月1日より開始
- ・ 都税事務所等窓口における混雑緩和対策として、窓口の混雑状況を配信するサービスを導入
- ・ 国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」に伴い、自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置について適用期間を6月延長
(令和3年3月31日までに取得したものを対象とする)

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信(多言語対応)
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事や著名人によるメッセージなどを、SNS、テレビ・ラジオCM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ(日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語)を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・ 広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
- ・ LINEで、新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aをわかりやすく掲載するなどメニューを拡充

- ・ 新聞主要 6 紙に、感染症拡大の段階に合わせた都の対策や、都民への呼びかけ等の広告を掲載（延べ 82 回）
 - ・ 広報東京都 4 月号 1 面・2 面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
 - ・ 消費者に向けて、マスクやトイレットペーパー、食料品の買い占めや感染症関連の消費者トラブルについて、ホームページや SNS で発信
 - ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
 - ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請
 - ・ 都立文化施設等の休館（5 月 6 日まで）
 - ・ 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を要請
 - ・ 旅券（パスポート）の申請受付を 5 月 6 日まで休止
 - ・ 一時滞在施設用に体温計 4 5 0 本を提供
 - ・ 計量検定所における検定の緊急対応（医療機関向け血圧計 5350 台、酒精度浮ひょう 20 本）
 - ・ 生活面で不安などを抱える外国人の方の相談に多言語で対応する「東京都外国人新型コロナ生活相談センター（Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents）〔略称：TOCOS トコス〕」を開設
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信するテレビ番組を新たに開始するなど情報発信を強化
 - ・ 「STAY HOME 週間」ポータルサイト開設、東京動画特設コーナー設置（事業者サイトとのコラボあり）
 - ・ 広報東京都 5 月号 1 面・2 面で、外出自粛及び外出時の注意、各相談窓口等、緊急対応策 4 弾（概要）、都税等支払い猶予、テレワーク導入・活用支援について掲載
 - ・ 外国人等が抱える連休中の不安等に対応するため、TOCOS を 5 月 4 日から 6 日まで臨時開設
 - ・ 都立文化施設等の休館期間（現行 5 月 6 日まで）を延長
 - ・ 旅券（パスポート）の申請受付の休止期間（現行 5 月 6 日まで）を延長
 - ・ 芸術文化活動支援事業「アートにエールを！東京プロジェクト」の事業開始
 - ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、旅券（パスポート）の申請受付を 6 月 1 日から再開
 - ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、都立文化施設（美術館・博物館）等の再開（6 月 1 日以降順次）
 - ・ 広報東京都 6 月号 1 面・2 面・3 面で、ロードマップ（骨格）、支援情報ナビの開設、各相談窓口、感染症対策支援について掲載
- （オリンピック・パラリンピック準備局）
- ・ 東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
 - ・ 都立スポーツ施設等の休館
 - ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、都立スポーツ施設等の利用を 6 月 1 日から順次再開
- （都市整備局）
- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け
 - ・ 鉄道駅等へのポスター掲示等を通じた外出自粛の呼び掛け
 - ・ 新宿・渋谷・東京エリアにおける鉄道利用者数の動向を発信
 - ・ SNS やラジオ等を通じた交通・物流等に従事する方へのエールの発信
 - ・ 時差 Biz の登録企業・団体に対し、緊急事態宣言解除後もスムーズBizの継続に協力を求めるメールマガジンを配信
 - ・ 緊急事態宣言解除に伴い、鉄道事業者等に対し、あらためて感染拡大防止への呼びかけ等を要請
- （住宅政策本部）
- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
 - ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少に伴い、一時的に使用料等のお支払いが困難

な事情がある都営住宅・公社住宅の居住者等の方に対し、使用料等のお支払いを一定期間猶予

- ・ 都営住宅においては、既存制度である収入の再認定及び減免制度を活用して、転職、退職等による収入減少の場合、最新の収入に応じた使用料への見直しや、さらに一定基準以下の収入の場合には使用料の減額を実施

(環境局)

- ・ 自然公園施設等の利用休止の実施
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、自然公園施設等の利用の順次再開

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・ 地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・ 神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・ 全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・ 都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 1 1 万枚を提供
- ・ 都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）を受け入れるため、ホテルなどの施設を都が確保（4月7日受け入れ開始）
- ・ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供
- ・ 宿泊療養者専用ストレス電話相談窓口を開設
- ・ 入院・宿泊療養者向けのサポート体制を確保（子供の一時預かり、高齢者・障害者の介護・介助、ペットの一時預かり）

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本 IT 団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策をまとめたチラシを作成
- ・ 「東京都感染拡大防止協力金」の申請受付を開始

(中央卸売市場)

- ・ 各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築
- ・ 市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予
- ・ 市場経由の生鮮食料品等を E C サイトで販売する事業者等をホームページで紹介する「おうち de 市場」を開始

- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、市場の一般見学等を6月8日から一部再開

(建設局)

- ・ 都立公園などにおける取組みの実施
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、公園施設等の利用を5月26日から順次再開

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
- ・ 海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、海上公園施設等の利用を5月26日から順次再開

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(下水道局)

- ・ 日本水環境学会と連携し、下水中の新型コロナウイルスの分析を進めていくため、水再生センターにおいて下水の採取・保管を実施
- ・ 国からの協力依頼に基づき、夜の繁華街や水再生センターにおける、下水に含まれるコロナウイルスの調査のため、下水の採取を実施

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・ 都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間の臨時休業措置
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応を通知
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う都立学校の対応を通知
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインの作成及び周知
（区市町村には小中学校における留意点を付記したガイドラインを参考に周知）

(人事委員会事務局)

- ・ 採用試験の延期
（令和2年度「東京都職員I類B採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員I類A採用試験」）

- ・ 管理職選考の延期
 - ・ 採用試験の申込受付を 6 月 1 日から開始
(令和 2 年度「東京都職員 I 類 B 採用試験 (一般方式・新方式)」及び「東京都職員 I 類 A 採用試験」)
- (労働委員会事務局)
- ・ 6 月 1 日から、電話やカメラを用いるなど、感染拡大防止対策を講じた上で、審問・調査を再開 (東京消防庁)
 - ・ 各種行事の中止や縮小を決定
 - ・ 各種救命講習等の休止
 - ・ 各種法定講習 (危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等) の一部休止
 - ・ 採用試験の延期 (令和 2 年度「東京消防庁消防官 (専門系及び I 類)」) 及び「東京消防庁職員 I 類 (事務)」)
 - ・ 管理職選考及び昇任試験の延期
 - ・ 予防関連届出書類等の郵送による受付を開始
 - ・ 事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起
 - ・ 各種法定講習 (危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等) は規模を縮小して 6 月 1 日から実施
 - ・ 採用試験の申込受付を 6 月 1 5 日から開始 (令和 2 年度「東京消防庁消防官 (専門系及び I 類)」及び「東京消防庁職員 I 類 (事務)」)
 - ・ 管理職選考及び昇任試験の再開 (6 月 1 8 日から)

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における対応（案）

令和2年6月11日

東京都総務局

ステップ3における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応（案）

1. 区域 都内全域

2. 実施内容・期間

- ・「東京アラート」を解除（令和2年6月11日（木曜日））
- ・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」におけるステップ3に移行（令和2年6月12日（金曜日）午前零時から）

新型コロナウイルス感染症 モニタリング会議

令和2年6月11日

モニタリング指標の状況（6月11日 14:30現在）

① 新規陽性者数	17.9人
② 新規陽性者における接触歴等不明率	48.0%
③ 週単位の陽性者増加比	0.98
④ 重症患者数	21人
⑤ 入院患者数	237人
⑥ PCR検査の陽性率	1.6%
⑦ 受診相談窓口における相談件数	1,178件

緩和・アラートの目安 再要請の目安

1日20人未満	1日50人
---------	-------

50%未満	50%
-------	-----

1未満	2
-----	---

※①の数字が10人以下となった場合は、②及び③は参考値とする。

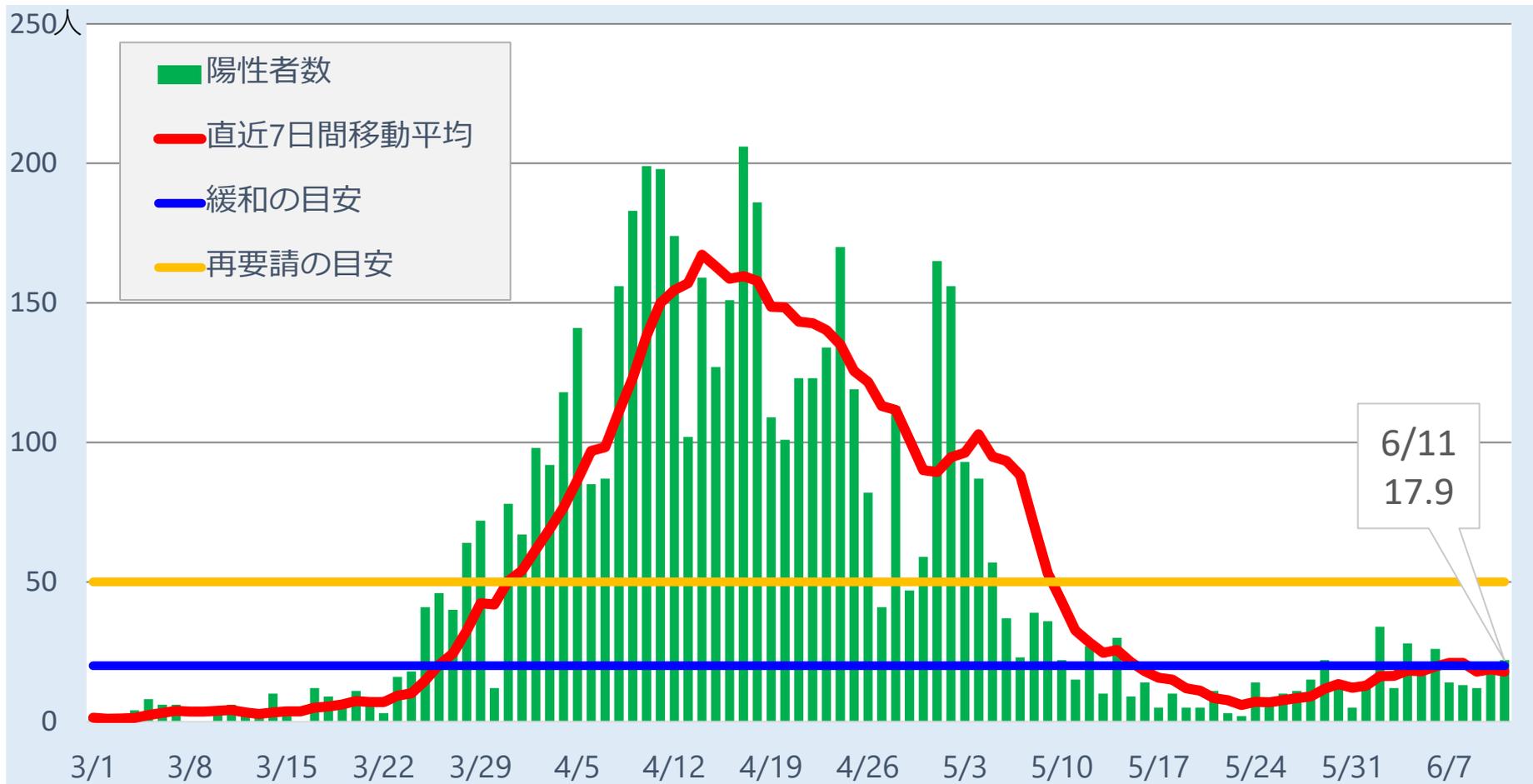
(参考) 患者数に応じた病床を確保			
	レベル1	レベル2	レベル3
重症患者	100	→ 300	→ 700床
入院患者	1000	→ 3000	→ 4000床

ロードマップ
ステップ2



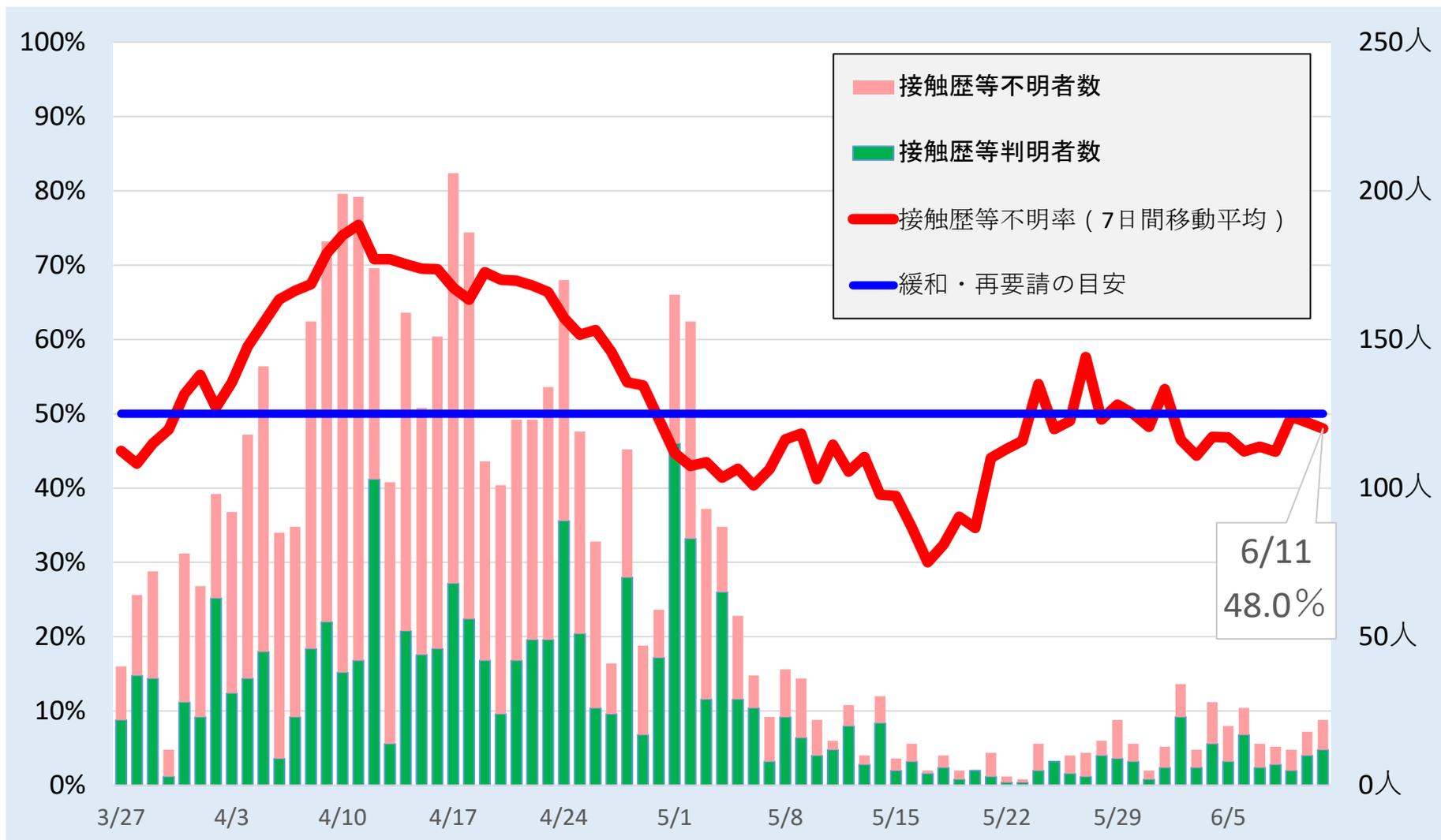
東京アラート
発動中

①新規陽性者数（報告日別）



(注) 集団感染発生や曜日による件数のばらつきにより、日々の結果が変動するため、こうしたばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、過去7日間の移動平均値を陽性者数として算出

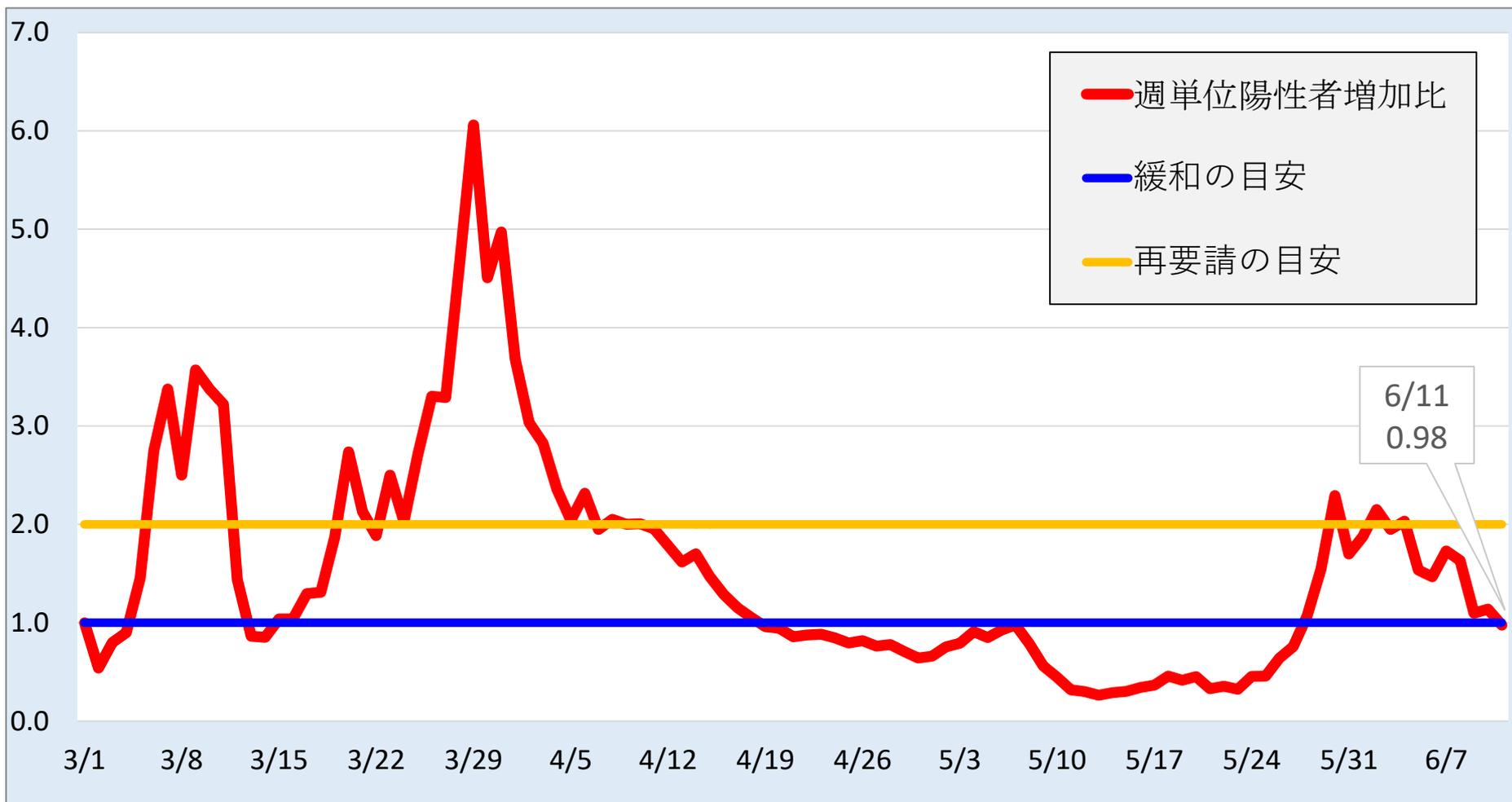
②新規陽性者における接触歴等不明率（報告日別）



(注) 集団感染発生や曜日による件数のばらつきにより、日々の結果が変動するため、こうしたばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、過去7日間の移動平均値を不明率として算出

(注) 濃厚接触者など、患者の発生状況の内訳の公表を開始した3月27日から作成

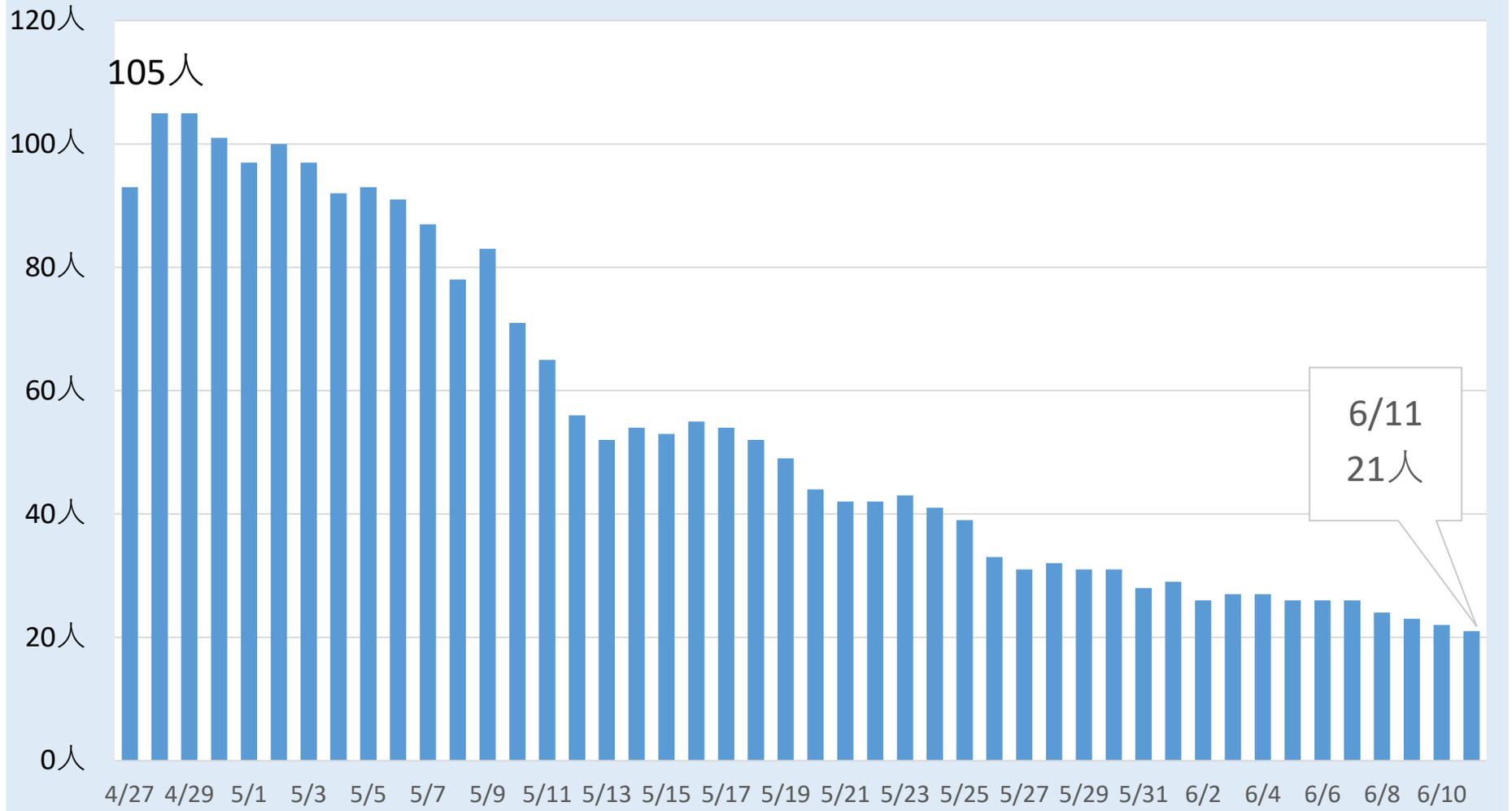
③週単位の陽性者増加比（報告日別）



(注)直近1週間の新規感染者の報告数とその前の1週間の報告数の比率。1を上回ると増加し、1を下回ると減少する。

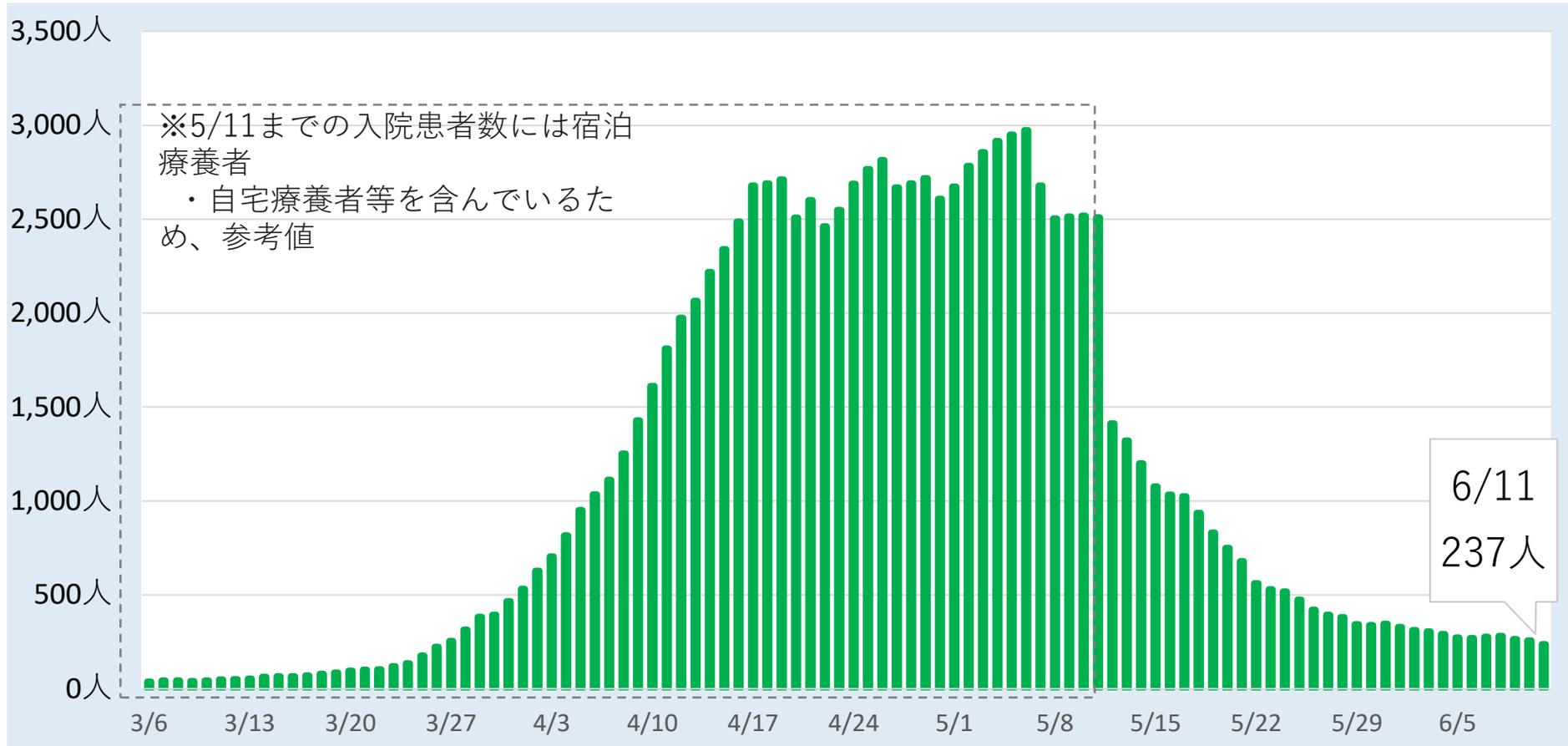
(注) 1週間前の新規感染者数の報告数と比較した際の増加比について、有意な数値がとれる2月22日から作成

④重症患者数



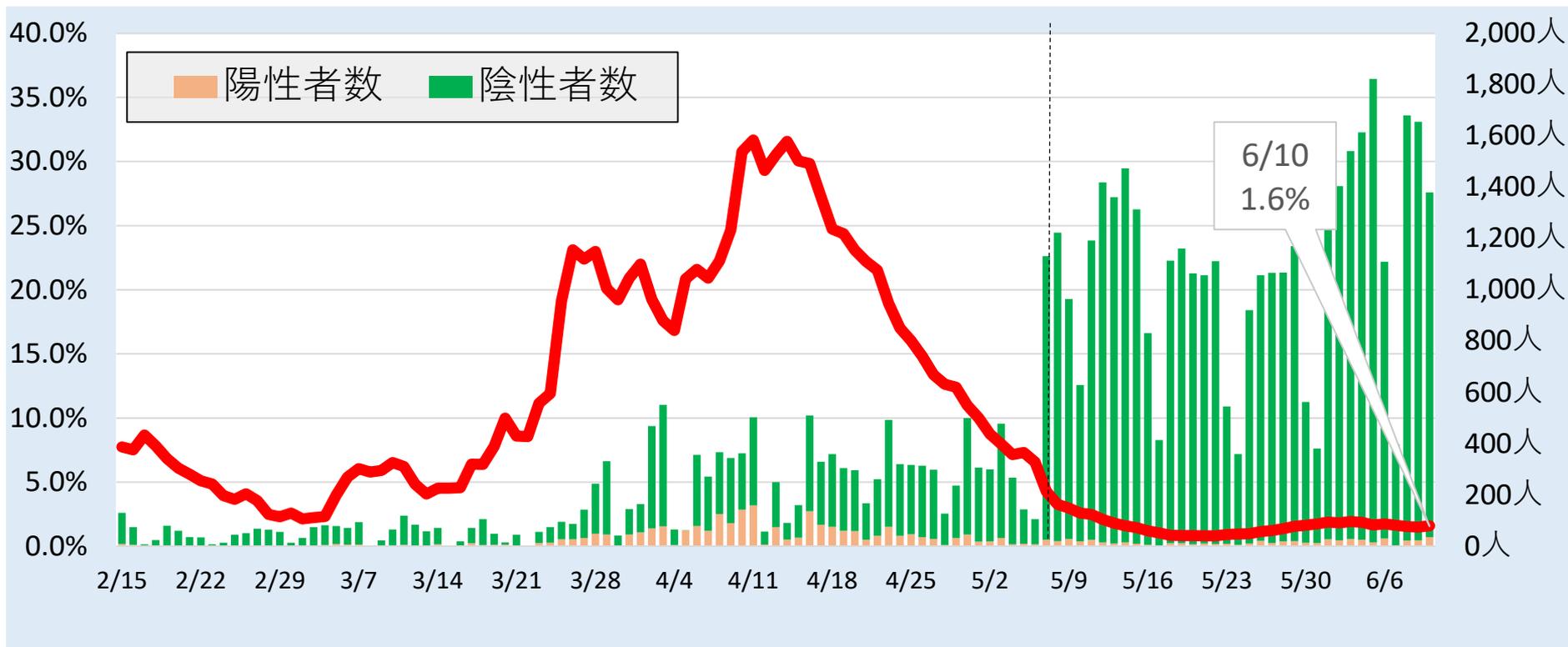
(注)入院患者数のうち、集中治療室(ICU)等での管理又は人工呼吸器管理が必要な患者数を計上
上記の考え方で重症患者数の計上を開始した4月27日から作成

⑤入院患者数



(注)当サイトにおいて入院患者数の公表を開始した3月6日から作成

⑥ PCR検査の陽性率



(注) 陽性率: 陽性判明数の移動平均 / (陽性判明者数 + 陰性判明者数) の移動平均

(注) 集団感染発生や曜日による件数のばらつきにより、日々の結果が変動するため、こうしたばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、過去7日間の移動平均値を陽性率として算出(例えば、5月7日の陽性率は、5月1日から5月7日までの実績平均を用いて算出)

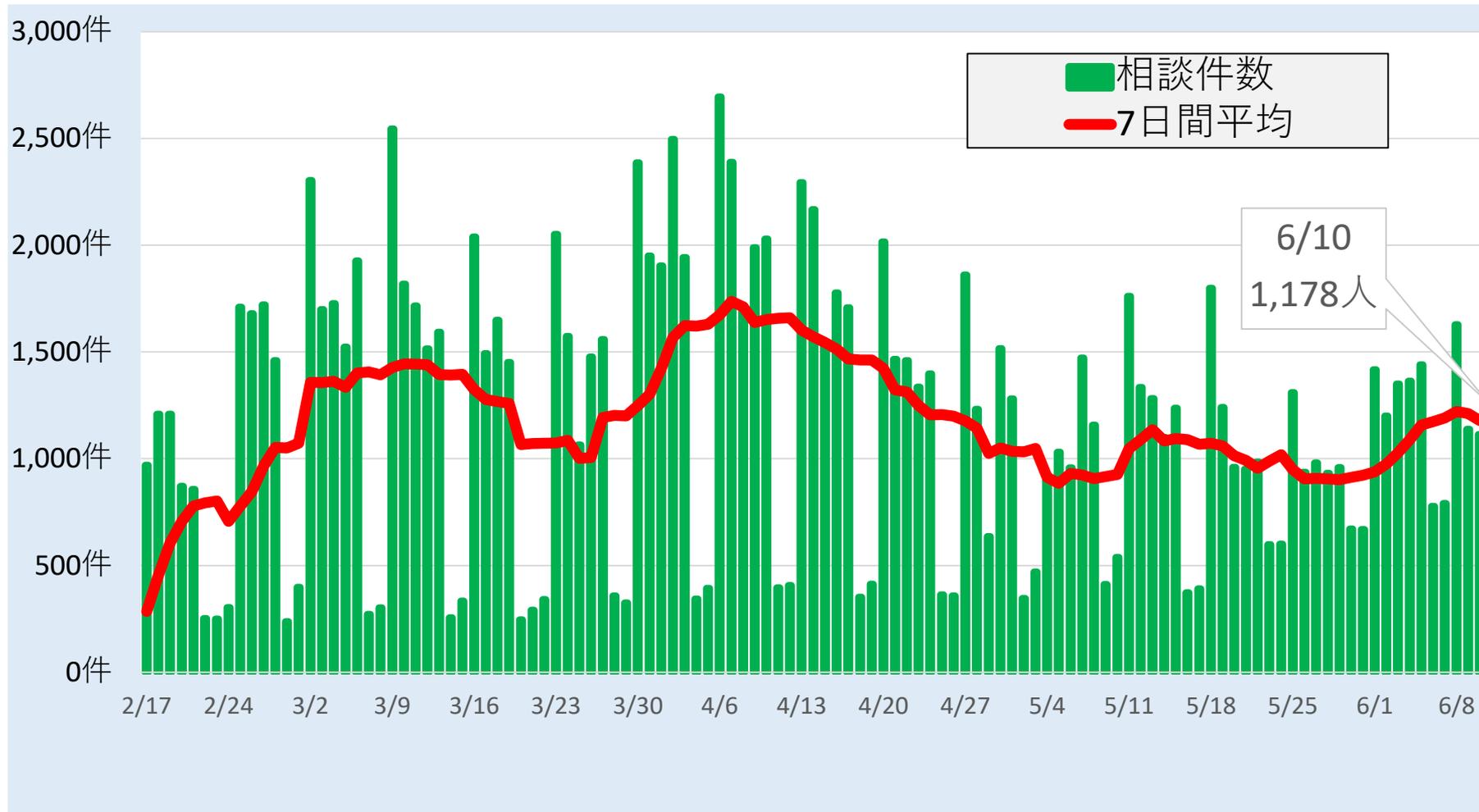
(注) 検査結果の判定日を基準とする

(注) 5月7日以降は①東京都健康安全研究センター、②PCRセンター(地域外来・検査センター)、③医療機関での保険適用検査実績により算出
4月10日～5月6日は①②のみ、4月9日以前は①のみのデータ

(注) 陽性者が1月24日、25日、30日、2月13日にそれぞれ1名、2月14日に2名発生しているが、有意な数値がとれる2月15日から作成

(注) 速報値として公開するものであり、後日確定データとして修正される場合あり

⑦ 受診相談窓口における相談件数



(注) 曜日などによる件数のばらつきにより、日々の結果が変動するため、こうしたばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、過去7日間の移動平均値を相談件数として算出

(注) 新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）を開設した2月7日から作成

都内の感染状況のモニタリングについて（6月11日（木）現在）

（感染（疫学的）状況）

①新規陽性者数 17.9人（△0.8人）

- ・ 7日間移動平均は17.9人で、ここ数日、20人を下回った水準で推移。

②新規陽性者に係る接触歴等不明率 48.0%（△0.9%^{※1}）

- ・ 直近一週間は50%を下回る数値が続いている。
- ・ 本日の陽性者数22人のうち濃厚接触者は12人であり、5人が夜の街関連である。また、接触歴等不明者10人のうち、1人が夜の街関連である。
- ・ 6月5日から6月11日までの間に陽性となった125人のうち、夜の街関連が34%（43人）となっている。また、接触歴等不明者のうち夜の街関連が一定数確認されている。

③週単位の陽性者増加比 0.98（△0.16^{※1}）

- ・ 1を超えて推移していたが、直近は減少傾向となり、本日1を下回った。
- ・ 前週に比べて陽性患者の増加傾向が継続しているかどうかを見るための指標であり、一定期間（1週間程度）の傾向を確認する必要がある。

（医療提供体制）

④重症患者数 21人（△1人）

- ・ 若干の増減はあるが、低い水準で推移。レベル1の100床に対しても十分低い水準であり、医療提供体制は確保。

⑤入院患者数 237人（△19人）

- ・ 本日は昨日より19人減少している。直近2週間は減少傾向で、300人を割っている。レベル1の1000床に対しても十分低い水準であり、医療提供体制は確保。

（監視（モニタリング）体制）

⑥陽性率 10日速報値 1.6%（+0.1%^{※1}）

- ・ 低い水準で横ばいの状態が続いている。検査実施体制は十分に確保。

⑦相談件数 10日速報値 1,178件（△34件）

- ・ 減少傾向が続いたのち、若干増加傾向。

【全体評価】

- 感染状況を示す3つの指標がいずれも緩和の目安を下回り、十分な医療提供体制も確保されていることなどを総合的に判断し、「東京アラート」を本日解除するとともに、6月12日（金）0時をもって「ステップ2」から「ステップ3」へと移行する。
引き続き、都民・事業者に対して、感染防止策の徹底を呼び掛けるとともに、感染状況について適切にモニタリングを行っていく。

（感染状況等の評価、都民・事業者への呼び掛け）

- 新規陽性者数の移動平均がここ数日20人を下回った水準で推移しており、新規陽性者における接触歴等不明率も5割を下回っている。週単位の陽性者増加比は1を超えて推移していたが、本日1を下回った。
- 陽性者の状況をみると、半数以上が濃厚接触者であり、先週に引き続き、集団感染がみられるほか、接待を伴う飲食店、いわゆる夜の街関連の陽性者が多い。
- 医療提供体制等も、指標で示す数値が低位で推移しており、十分確保されている。
- 休業要請等の緩和措置については、「ステップ2」への移行判断から約2週間が経過し、指標は緩和の目安を下回っている。
- これらの状況を総合的に判断し、本日「東京アラート」を解除し、6月12日（金）0時をもって「ステップ2」から「ステップ3」へと移行する。
- 都民・事業者に対しては、引き続き、夜の繁華街などで3密の危険がある場所には十分注意するとともに、今後、「ウィズ コロナ」という新たなステージに立って、第2波に備えた適切な感染防止策を講じつつ、経済社会活動や都民生活を営んでいくことを願います。

外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容

改定箇所

外出自粛

事業者に対する休業要請等

学校

●全てのSTEPにおいて、適切な感染防止対策の実践を実施するとともに、令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「移行期間における都道府県の対応について」に留意すること。

STEP0

- 8割程度の接触機会の低減を目指した外出自粛
- クラスター発生歴のある施設の利用自粛
- 他県への移動の自粛

- 遊興施設、運動・遊技施設、劇場、商業施設等を対象
- 飲食店等は短縮営業（夜8時まで。酒類の提供は夜7時まで）
- イベント開催の自粛

- 休校

STEP1

- 外出時における「新しい日常」の徹底

- 都民の文化的・健康的な生活を維持する上で必要性が高い施設を緩和（例）・博物館、美術館、図書館 → 入場制限等を設けることを前提に施設の再開
- 飲食店等 → 営業時間の一部緩和（夜10時まで）

- 再開登校日の設定数を変更して対応（オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ）

STEP2

- 休業要請となる施設の利用自粛

- 下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）100人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）200人以下

- クラスター発生歴がなく、3つの密が重なりにくい施設を緩和（例）・劇場等 → 入場制限や座席間隔の留意を前提に施設の再開
- 飲食店等 → 営業時間の一部緩和（夜10時まで）

- クラスター発生歴のある施設の徹底した利用自粛

- 下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）100人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）200人以下

STEP3

- 他県への不要不急の移動の自粛（6/18まで）

- 適切な感染拡大防止対策をとった上で全ての施設の休業要請を終了（接待を伴う飲食店等及びライブハウスについては6/19から）
- 飲食店等 → 営業時間の一部緩和（夜12時まで）（営業時間短縮は6/18をもって終了）

- 6/19以降、下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）1,000人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）1,000人以下
7/10以降：（屋内）5,000人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）5,000人以下
感染状況を見つつ、8/1以降を目途：（屋内）収容定員の半分以下

都民・事業者による「新しい日常」の徹底

休業要請の緩和のステップ(施設別)

改定箇所

施設の種類	内訳	ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3
展示施設	博物館、美術館、図書館 等	×	○	○	○
運動施設(屋内)	体育館、水泳場、ボート場 等	×	△ 観客席部分は使用停止	○	○
運動施設(屋外)	野球場、テニスコート、陸上競技場 等	△ 観客席部分は使用停止	△ 観客席部分は使用停止	○	○
運動施設(屋外)	屋外水泳場(専ら遊技を対象とする施設を除く。)	×	△ 観客席部分は使用停止	○	○
大学 等	大学、専修学校(高等専修学校を除く。)、各種学校等の教育施設	×	○ 分散登校等	○	○
文教施設	学校(大学等を除く。)	×	○ 登校日の設定数を変更して対応(オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ)		
学習塾等	自動車教習所、学習塾 等	×	×	○	○
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等	×	×	○	○
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) 等	×	×	○	○
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	×	×	○	○
運動施設(屋内)	スポーツジム	×	×	○	○
遊興施設等	カラオケ、バー(接待を伴わないもの)、接待を伴う飲食店等、ネットカフェ、漫画喫茶、ライブハウス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店 等	×	×	×	○ 飲食・酒類の提供については、朝5時～夜12時まで(6/18をもって終了) (接待を伴う飲食店等、ライブハウスについては6/19から)
遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、遊園地 等	×	×	×	○
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配等を含む。)	営業時間(宅配等を除く。)朝5時～夜8時まで(酒類の提供は夜7時まで)	営業時間(宅配等を除く。)朝5時～夜10時まで(酒類の提供は夜10時まで)	営業時間(宅配等を除く。)朝5時～夜10時まで(酒類の提供は夜10時まで)	営業時間(宅配等を除く。)朝5時～夜12時まで(酒類の提供は夜12時まで) (営業時間短縮は6/18をもって終了)
イベント		×	△(※4) (屋内) 100人以下、かつ収容定員の半分以下 (屋外) 200人以下	△(※4) (屋内) 100人以下、かつ収容定員の半分以下 (屋外) 200人以下	△(※4) 【6/19以降】 (屋内) 1,000人以下、かつ収容定員の半分以下 (屋外) 1,000人以下 【7/10以降】 (屋内) 5,000人以下、かつ収容定員の半分以下 (屋外) 5,000人以下 【感染状況を見つつ、8/1以降を別途】 (屋内) 収容定員の半分以下

※1 ○:使用可 △:一部使用制限 ×:使用停止

※2 施設の使用を再開する場合には、都や業界団体のガイドライン等を踏まえ適切な感染拡大予防対策を講ずること。

※3 運動施設や劇場等の人数については、イベントの上限人数と運動口

※4 屋外イベントの場合は、人と人との距離を十分に確保すること(できるだけ2m)。

第2波に備える新たな対応

(基本的考え方)

- ロードマップがステップ3に移行することで、休業要請等はほぼ終了し、**経済社会活動が全面的に営まれる新たな局面に入っていく**。有効なワクチンの開発・普及まで相当の時間を要することを踏まえると、今後、我々は、新型コロナウイルスとともに生きる「ウィズ コロナ」という新たなステージに立って、第2波に備えた**適切な感染拡大防止策を講じつつ、経済社会活動や都民生活を営んでいく**必要がある。
- このため、感染拡大の防止に向けて、**検査体制の拡充**や積極的な疫学調査の実施により、**感染者を迅速に把握**するとともに、**継続的なモニタリング**により、第2波の予兆を的確に捉える取組を進めていく。また、第2波に備え、重症度等に応じた**医療提供体制の確保**に万全を期していく。
- 同時に、**経済社会活動そのものを、「新しい日常」に適合したものと変革**していくため、事業者の感染拡大防止のための**自主的な取組への支援**や、**テレワーク・時差出勤の実践を促進**することで、「ウィズ コロナ」の社会を実現していく。
- 都庁組織についても、第2波に機動的に対応するための体制整備やデジタルトランスフォーメーションの推進など、「ウィズ コロナ」を支える取組を進めていく。

1. 第2波に備えた検査・医療体制の構築

- (1) 感染症への組織対応力の強化
- (2) 検査体制の拡充
- (3) 医療提供体制の拡充

2. 「新しい日常」を实践する経済社会活動への支援

3. 都庁組織の強化

1. 第2波に備えた検査・医療体制の構築

- 今後起こりうる新型コロナウイルス感染症の第2波に備えて、庁内に感染症対策検討チームを設置し、外部専門家の意見を伺いながら、感染状況の把握・分析や検査・医療体制の拡充など、感染症全般にわたる多面的な検討を進める。
- これにより、喫緊の課題への対応及び体制整備に関する方針を6月中にまとめ、7月には第2波への対策の全体像をまとめる。

(1) 感染症への組織対応力の強化

- 専門家の意見なども踏まえながら、感染症に対応する組織力の抜本的な強化を図っていく。

(検討事項)

- ・ 国内の医療・研究機関との連携によるアドバイザー機能の強化
- ・ 患者情報・医療情報をリアルタイムで一元管理
- ・ 疫学調査・分析機能の充実
- ・ 本庁の機能強化・保健所との連携強化 など

(2) 検査体制の拡充

- 感染の再拡大期において、必要な検査や診療を誰もが迅速に受けられる十分な体制を確保する。

(検討事項)

- ・ **PCR検査の充実**（1日当たり処理能力1万件）
 - ✓ 新たな検査機器の導入支援
 - ✓ 大学等研究機関の活用
 - ✓ 診療所における唾液検査実施による受け皿拡大
- ・ 陽性の迅速判定ができる**抗原検査**を2次救急医療機関で活用、**抗体検査**の継続的な実施
- ・ **オンライン診療**体制の拡充とICTの更なる活用
- ・ **必要な検査や診療を誰もが迅速に受けられる体制の充実**
- ・ 接待を伴う飲食店（※）等について、国・区保健所や業界団体など**官民連携による受診勧奨や相談体制の確保**を推進
（※ バー、キャバレー、ホストクラブなど、いわゆる「夜の街」）
- ・ **下水中の新型コロナウイルス分析**による感染拡大兆候の**早期把握**の研究
- ・ 検査体制の拡充に伴い、モニタリング指標等について専門家の意見を踏まえ検討 など

(3) 医療提供体制の拡充

- 第2波が到来した際にも、重症度や患者の特性に応じて適切に受け入れられる医療提供体制を整備する。
- 無症状者・軽症者用の宿泊療養施設を流行状況に応じて迅速に確保する。

(検討事項)

- ・ **重症度**や**患者の特性**に応じて患者を受け入れる医療機関の指定
(6月中に**重点医療機関20病院**)
- ・ 中等症患者用の**感染症専用医療機関**の確保に向けた取組の推進
- ・ 流行状況に応じた無症状者・軽症者用の**宿泊療養施設**の確保
- ・ **院内感染防止**対策の強化
(感染防止動画・ガイドラインの作成、専門家による感染防止状況のチェック)
- ・ 現場を離れている**看護師を迅速に確保**できる仕組みの構築 など

2. 「新しい日常」を実践する経済社会活動への支援

- 「新しい日常」に適合した経済社会活動のあり方を展望し、その変革に向けた都民や事業者の取組を多面的に支援していく方策について検討し、速やかに実施していく。

(検討事項)

- ・ 非接触サービスの導入等、**「新しい日常」に適合するための業態転換への支援**など、幅広い支援策を実施
- ・ 国の**家賃補助と連携**した、事業者に対する新たな支援策を構築
- ・ 芸術文化活動を支えるため、**アーティスト**の新たな取組を支援
- ・ 第二の就職氷河期を生まないための**就業支援・職業訓練の強化**
- ・ **テレワークや時差出勤**の定着、**オンライン教育やデジタルガバメント**の推進など、**社会構造の変革**に向けた取組を推進
- ・ **「新しい日常」にふさわしい暑さ対策**の検討
- ・ 第2波を見据えた、外出自粛等の都民・事業者への呼び掛けのあり方を検討 など

(速やかに取り組む事項)

- ・ ガイドラインに沿った事業者による感染防止策の実践を徹底するため、**業種別チェックシート**や**感染拡大防止ステッカー**をオンラインで提供 (6/12~)
- ・ **東京版新型コロナ見守りサービス** (6/12~) 等、ICTの更なる活用
- ・ テレワークなど「新しい日常」の実現のための**公労使会議** (6月中開催)
- ・ コロナの影響を踏まえた**産業振興**を検討する有識者会議 (6月中開催) など

3. 都庁組織の強化

- 第2波に備え、都庁の総力を結集し、危機管理体制の整備やデジタルトランスフォーメーションの推進などに取り組み、感染拡大時の対応力を強化する。

(検討事項)

- ・ **感染症の拡大状況に応じた機動的な人員配置**を迅速に行うため、予め全庁的な応援体制を準備 など

(速やかに取り組む事項)

- ・ 庁内各局の新型コロナ対策におけるICT活用をサポートする **「東京テックチーム」**を創設 (6/12～)
 - ✓ **ICTを活用した全庁横断的な取組を推進**
(取組例) 東京版新型コロナ見守りサービスの活用
施設の予約システムの導入支援
行政手続きのデジタル化 など
- ・ コロナ後を見据えた**都財政に関する**有識者意見交換会 (6月中開催)
- ・ **東京都技術会議**でコロナ対応を契機としたICT・デジタル化推進等を検討 (6月中開催) など

新型コロナウイルス感染症の拡大防止 チェックシート



新型コロナウイルス
感染拡大防止中

東京都

<全業種共通編>

1. 手洗いの徹底・マスクの着用

- 利用者・従業員にマスク着用の徹底を周知し、着用していない場合は配布等に努めている。
- 消毒備品等を各所に設置し、利用者・従業員に手洗いや手指消毒の徹底を周知している。
- 共用タオル等を使用しない、制服をこまめに洗濯するなど、衛生管理を徹底している。

2. ソーシャルディスタンス（できるだけ2mの距離を保つ）

- 行列整理や床の目印表示、オンラインでの日時指定予約等により混雑を回避している。
- 座席の工夫など従業員も含めて対人間隔を確保し、大声で会話しないよう周知している。
- 対面が想定される場所への遮蔽物の設置、キャッシュレス化等で接触機会を低減している。

3. 「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けて行動

- 3密が予想される場合、整理券の配布や入場者数・滞在時間の制限等を行っている。
- 扉や窓を開け、扇風機を外部に向けて使用するなど、定期的な換気を行っている。
- 従業員の休憩室等ではできる限り換気を行い、対面で食事・会話をしないようにしている。

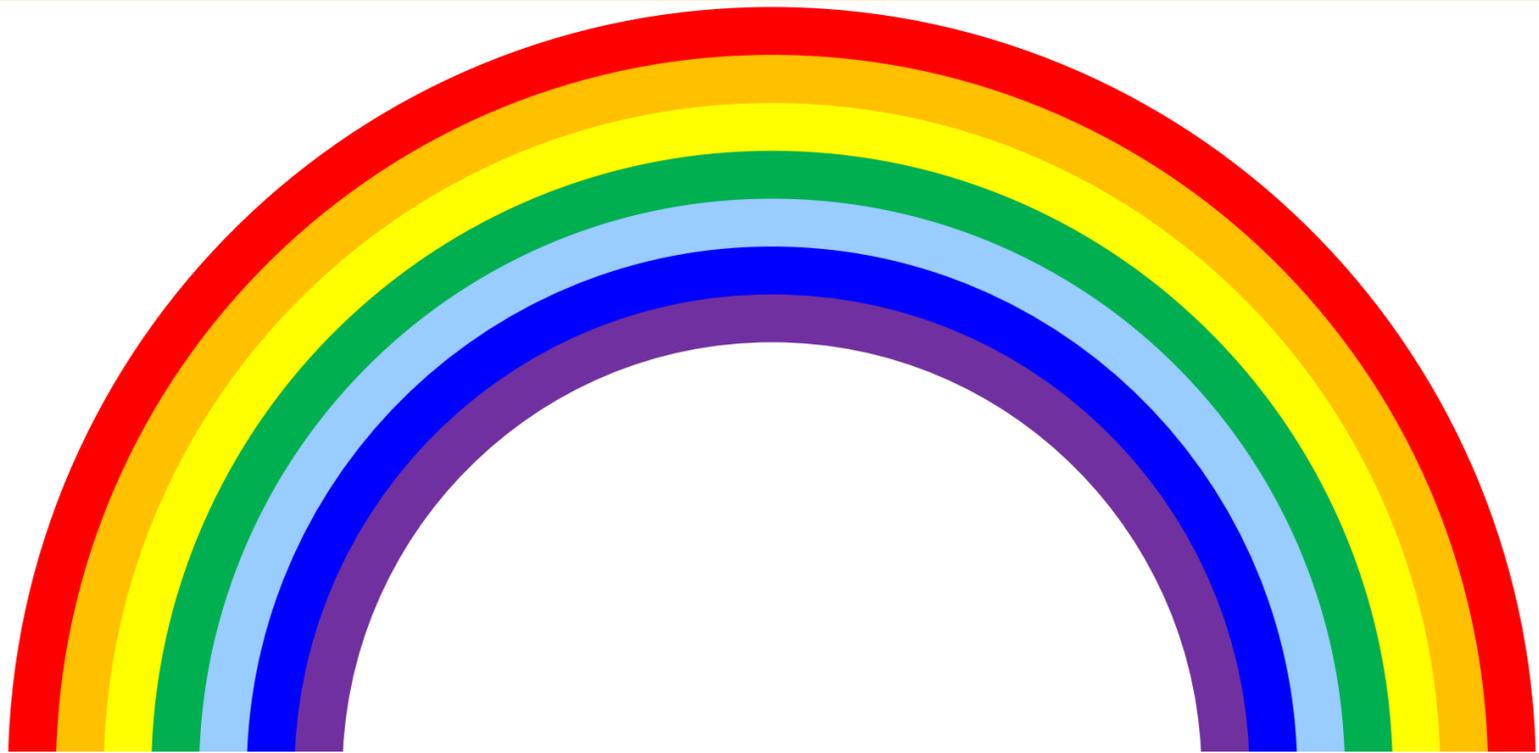
4. 施設の清掃・消毒

- 複数の人が触れる場所や物品を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒している。
- 使用済みマスク等は、ビニール袋に入れて縛るなど密閉して捨てるよう表示している。
- 清掃・消毒・ごみ回収は手袋・マスクを着用し、事後に手洗い・手指消毒を徹底している。

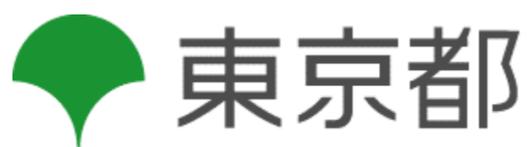
5. 利用者・従業員の体調管理

- 利用者で熱がある者は入場をご遠慮いただくようお願いするなどの取組を行っている。
- 従業員に出勤前に検温や体調確認をさせ、毎日報告させている。
- 体調不良の従業員に休養を促し、勤務中に体調不良になった者はただちに帰宅させている。
- 所轄の保健所の確認や来場者の把握など、感染者等の発生に備えた取組を行っている。

感染防止徹底宣言



新型コロナウイルス
感染拡大防止中



東京版新型コロナ見守りサービスの提供を開始します

東京都では、美術館・博物館、図書館などの都民が利用する都立施設について、新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップに基づき、十分な感染対策を講じ、令和2年6月1日から再開をしております。

多くの利用者が訪れる都立施設を安全・安心に利用いただくために、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から新たに「東京版新型コロナ見守りサービス」を構築し、下記のとおり運用を開始しますので、お知らせいたします。

本サービスにより、市中感染リスクの低減や早期相談につなげ、「新しい日常」の定着とともに、第2波への備えを強化していきます。

施設の利用にあたり、感染拡大防止のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 概要

本サービスは、都立施設で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した場合に、施設の訪問履歴に基づき利用者に迅速に感染情報を通知する仕組みです。

利用にあたっての登録は、アプリのダウンロードが不要な「都立施設入館システム」とLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」から選択し、施設入口に掲示してあるQRコード（注）をスマートフォン等のカメラで読み取ることで手軽に行うことができます。通知については、登録時に選択いただいたサービスで受け取ります。（別紙参照）

（注）QRコードという名称は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 開始予定及び運用期間

令和2年6月12日（金）から順次拡大

※ワクチン・治療薬の開発等、感染不安が少なくなった段階で終了予定

3 対象施設（予定）

都の文化施設、スポーツ施設、庭園・動物園、図書館 等（今後、順次拡大）

※対象施設の詳細については、別表をご確認ください。

【問合せ先】

戦略政策情報推進本部 ICT 推進部 ICT 戦略推進課 繁宮
電話 03 (5388) 2360(ダイヤルイン) 都庁内線 22-320

別紙 参考イメージ

○登録操作・配信の流れ

QRコード読込・登録

通知・情報提供



都民が利用する都立施設



QRコード読み取り

メール送信または友達追加で簡単登録



感染者情報に基づき
必要な際に通知



新型コロナ見守りサービスシステム

メールまたはLINEに通知

※クラスター発生時等に、感染リスクを早期に把握し、他の方への感染拡大を抑止する行動につなげます。

○別表 令和2年6月12日（金）からサービス提供を開始する対象施設

対象施設
東京都庭園美術館
東京都江戸東京博物館
江戸東京たてももの園
東京都写真美術館
東京都現代美術館
トーキョーアーツアンドスペース本郷
東京都渋谷公園通りギャラリー
新宿パスポートセンター
有楽町パスポートセンター
池袋パスポートセンター
立川パスポートセンター
東京ウィメンズプラザ
駒沢オリンピック公園総合運動場
東京武道館
若洲海浜公園ヨット訓練所
東京都障害者総合スポーツセンター
東京都多摩障害者スポーツセンター
東京スタジアム（味の素スタジアム）
浜離宮恩賜庭園
多摩動物公園
東京都水道歴史館
東京都水の科学館
奥多摩 水と緑のふれあい館
小河内ダム展望塔
都立中央図書館
都立多摩図書館
都立埋蔵文化財調査センター

※今後、対象施設を順次拡大します。更新情報については、戦略政策情報推進本部のホームページで公表いたします。

新型コロナウイルス感染症を 乗り越えるためのロードマップ

～「新しい日常」が定着した社会の構築に向けて～

はじめに

今、東京は、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により、かつて経験したことのない闘いの中にある。

この難局を乗り越えるためには、都民、事業者の方々との協力の下、東京の総力を結集して、感染症防止対策を講じながら、経済社会活動を維持していかなければならない。

そのために、本ロードマップでは、「感染症防止と経済社会活動の両立」を図りながら、「新しい日常」が定着した社会を実現するための取組や手順を示すこととする。

ロードマップの5つのポイント

1 緊急事態宣言下においては、外出自粛等の徹底を通じて、感染を最大限抑え込む

- ・緊急事態宣言下では自粛要請を維持（STAY HOME ・ STAY in TOKYO）

2 適切なモニタリング等を通じて、慎重にステップを踏み、都民生活や経済社会活動との両立を図る

- ・感染状況や医療提供体制などの観点から7つの指標を用いて常にモニタリング
- ・2週間単位をベースに状況を評価し、段階的に自粛を緩和

3 状況の変化を的確に把握し、必要な場合には「東京アラート」を発動する

- ・感染拡大の兆候を把握した場合には、「東京アラート」を発動し、都民に警戒を呼び掛け
- ・それでも再要請の目安を上回った場合などは、必要な外出自粛・休業を再要請し、感染拡大防止を徹底

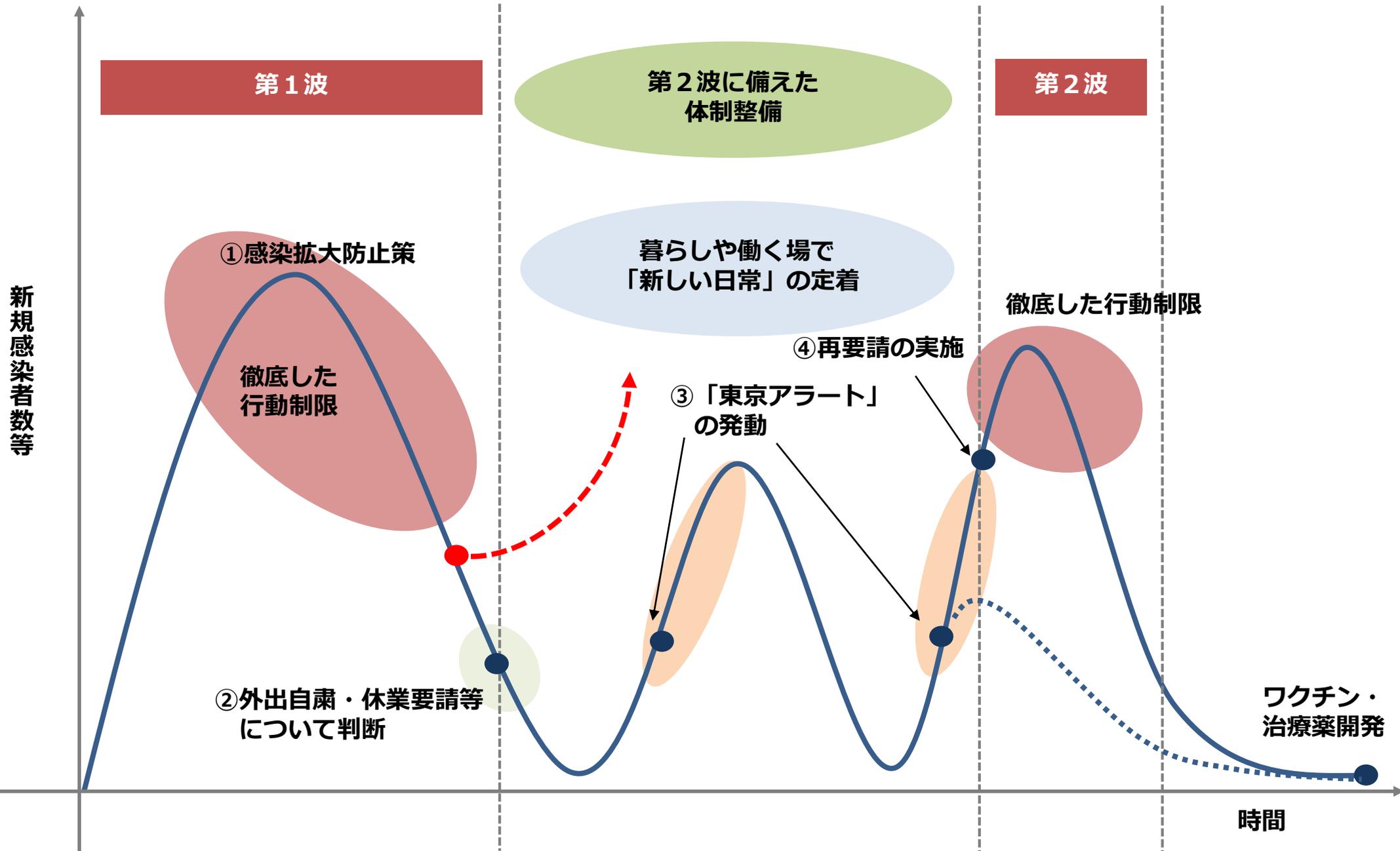
4 今後、発生が予想される「第2波」に対応するため、万全の医療・検査体制を整備する

- ・迅速に検査を受けられる体制を充実
- ・症状に応じた医療提供体制を整備するとともに、患者情報を的確に把握し、モニタリングを強化

5 ウイルスとの長い戦いを見据え、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣 ＝「新しい日常」が定着した社会を構築する

- ・都民や事業者に向けて「新しい日常」の考え方とそれを支える施策を提示

ロードマップのイメージ



緩和・再要請を判断する際に用いるモニタリング指標

判断指標	指標項目	国宣言解除	目安となる数値		最新の数値 (6/11現在)	指標の考え方
			緩和・アラート	再要請		
感染 (疫学的) 状況	①新規陽性者数	<10 人/日 ※	<20 人/日	50 人/日	17.9人	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況、感染拡大の兆候を把握（②と合わせて判断） ・第1波の感染拡大局面の状況を踏まえて、目安を設定
	②新規陽性者における接触歴等不明率	-	<50%	50%	48.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・市中感染の拡大状況を把握 ・新規陽性者のうち接触歴不明者が10人/日未満となる50%で目安を設定
	③週単位の陽性者増加比	<1	<1	2	0.98	<ul style="list-style-type: none"> ・新規感染者数の直近の増減傾向を把握（1未満＝減少傾向、2以上＝倍加） ・再要請の目安は、感染拡大が始まった3月下旬の数値を設定
医療 提供体制	④重症患者数	-			21人	<ul style="list-style-type: none"> ・重症者の医療提供体制の状況を把握 ・ICU等又は人工呼吸器管理が必要な患者数を計上 ・都内の救命救急センターの通常診療に影響を与えない水準が52名以下（26機関×2） ・患者数の増加に応じて100～700床を確保
	⑤入院患者数	-			237人	<ul style="list-style-type: none"> ・確保病床の利用状況を把握 ・重篤・重症・中等症用の病床として、患者数の増加に応じて1,000～4,000床を確保
モニタリング (監視体制)	⑥PCR検査の陽性率	-			1.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・新規感染者の動向を把握 ・適切な検査体制を前提とした補助的な指標
	⑦受診相談窓口における相談件数	-			1,178件	<ul style="list-style-type: none"> ・患者数の増減など、感染の兆候を把握

※10万人あたり0.5人という国の指標をもとに都の人口で算出

(①②⑥⑦は7日間移動平均で算出。また、①の数字が10人以下となった場合は、②及び③は参考値とする。)

モニタリング指標の運用方針

「感染（疫学的）状況」、「医療提供体制」、「モニタリング（監視体制）」の観点から、7つの指標について常にモニタリングを行い、東京アラートの発動や必要な休業要請を行うことなどを通じて、感染拡大を適切にコントロールする。

休業要請の緩和

「感染（疫学的）状況」の指標が全て緩和の目安を下回った場合、その他の指標も勘案しながら、審議会の意見を踏まえ、総合的な判断により、緩和を実施。緩和については、2週間単位をベースに状況を評価し、段階的に実施する。

「東京アラート」の発動

1項目以上の「感染（疫学的）状況」の指標の数値が緩和の目安を超え、その他の指標も勘案して警戒すべき状況と判断される場合には、「東京アラート」を発動し、都民に警戒を呼びかける。

休業の再要請

複数の「感染（疫学的）状況」の指標の数値が再要請の目安を超えた場合には、その他の指標も勘案しながら、審議会の意見を踏まえ判断し、再要請を実施する。

※モニタリング指標の運用については、国の動向や、感染者の状況等に応じて柔軟に実施する

外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容

外出自粛

事業者に対する休業要請等

学校

●全てのSTEPにおいて、適切な感染防止対策の実践を実施するとともに、令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「移行期間における都道府県の対応について」に留意すること。

STEP0

- 8割程度の接触機会の低減を目指した外出自粛
- クラスター発生歴のある施設の利用自粛
- 他県への移動の自粛

- 遊興施設、運動・遊技施設、劇場、商業施設等を対象
- 飲食店等は短縮営業（夜8時まで。酒類の提供は夜7時まで）
- イベント開催の自粛

- 休校

STEP1

- 外出時における「新しい日常」の徹底

- 都民の文化的・健康的な生活を維持する上で必要性が高い施設を緩和（例）・博物館、美術館、図書館 → 入場制限等を設けることを前提に施設の再開
- 飲食店等 → 営業時間の一部緩和（夜10時まで）

- 再開登校日の設定数を変更して対応（オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ）

STEP2

- 休業要請となる施設の利用自粛

- 下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）100人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）200人以下

- クラスター発生歴がなく、3つの密が重なりにくい施設を緩和（例）・劇場等 → 入場制限や座席間隔の留意を前提に施設の再開
- 飲食店等 → 営業時間の一部緩和（夜10時まで）

- クラスター発生歴のある施設の徹底した利用自粛

- 下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）100人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）200人以下

STEP3

- 他県への不要不急の移動の自粛（6/18まで）

- 適切な感染拡大防止対策をとった上で全ての施設の休業要請を終了（接待を伴う飲食店等及びライブハウスについては6/19から）
- 飲食店等 → 営業時間の一部緩和（夜12時まで）（営業時間短縮は6/18をもって終了）

- 6/19以降、下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）1,000人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）1,000人以下
7/10以降：（屋内）5,000人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）5,000人以下
感染状況を見つつ、8/1以降を目途：（屋内）収容定員の半分以下

都民・事業者による「新しい日常」の徹底

休業要請の緩和のステップ(施設別)

施設の種類	内訳	ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3
展示施設	博物館、美術館、図書館 等	×	○	○	○
運動施設(屋内)	体育館、水泳場、ボート場 等	×	△ 観客席部分は使用停止	○	○
運動施設(屋外)	野球場、テニス場、陸上競技場 等	△ 観客席部分は使用停止	△ 観客席部分は使用停止	○	○
運動施設(屋外)	屋外水泳場(専ら遊技を対象とする施設を除く。)	×	△ 観客席部分は使用停止	○	○
大学 等	大学、専修学校(高等専修学校を除く。)、各種学校等の教育施設	×	○ 分散登校等	○	○
文教施設	学校(大学等を除く。)	×	○ 登校日の設定数を変更して対応(オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ)		
学習塾等	自動車教習所、学習塾 等	×	×	○	○
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等	×	×	○	○
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) 等	×	×	○	○
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	×	×	○	○
運動施設(屋内)	スポーツジム	×	×	○	○
遊興施設等	カラオケ、バー(接待を伴わないもの)、接待を伴う飲食店等、ネットカフェ、漫画喫茶、ライブハウス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店 等	×	×	×	○ 飲食・酒類の提供については、朝5時～夜12時まで(6/18をもって終了) (接待を伴う飲食店等、ライブハウスについては6/19から)
遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、遊園地 等	×	×	×	○
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配等を含む。)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜8時まで(酒類の提供は夜7時まで)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜10時まで(酒類の提供は夜10時まで)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜10時まで(酒類の提供は夜10時まで)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜12時まで(酒類の提供は夜12時まで) (営業時間短縮は6/18をもって終了)
イベント		×	△(※4) (屋内) 100人以下、かつ収容定員の半分以上 (屋外) 200人以下	△(※4) (屋内) 100人以下、かつ収容定員の半分以上 (屋外) 200人以下	△(※4) 【6/19以降】 (屋内) 1,000人以下、かつ収容定員の半分以上 (屋外) 1,000人以下 【7/10以降】 (屋内) 5,000人以下、かつ収容定員の半分以上 (屋外) 5,000人以下 【感染状況を見つ、8/1以降を目途】 (屋内) 収容定員の半分以上

※1 ○:使用可 △:一部使用制限 ×:使用停止

※2 施設の使用を再開する場合には、都や業界団体のガイドライン等を踏まえ適切な感染拡大予防対策を講ずること。

※3 運動施設や劇場等の人数については、イベントの上限人数と連動

※4 屋外イベントの場合は、人と人との距離を十分に確保すること(できるだけ2m)。

学校の段階的再開

段階的再開（分散登校）のイメージ ※都立高校の例

登校頻度

1日/週

2～3日程度/週

3～4日程度/週

在校時間

2時間程度

半日

1日

生徒数割合
(各学校)

1/6程度

1/3程度

1/2～2/3程度

学びの確保
(ハイブリッド方式)

感染状況を踏まえながら段階的に学校を再開し、
学校と家庭学習の配分を変えて、第2波にも備えていく

(学校)
↓
(家庭)

家庭でのオンライン学習等

学校での対面指導



学校と家庭学習（オンライン学習等）との
組み合わせによる教育活動

一斉登校

5日/週

1日

全員



学校の「新しい日常」の定着

基本的な感染症対策の徹底 ～ガイドラインを作成予定～

- 授業中も**身体的距離（1～2m）**を確保
- 毎朝自宅で検温し、**登校時にも体温測定**
- 手洗い及び咳エチケット**を徹底
- 授業中も含めて**換気**を十分に行う など

感染防止の追加対策の実施例

- 教壇や相談室などに**アクリル板**を設置
- サーモグラフィー**や**非接触式体温計**で体温を測定
- 診断時の医師や特別支援学校の教員等は**フェイスシールド**も活用
- 教壇ほか、列ができそうな場所に**マスキングテープ**を貼る

「第2波」に備えた検査・医療等の体制整備

今後予想される第2波に備え、国に対して水際対策の強化の徹底を求めるとともに、検査体制の拡充、症状に応じた医療体制の確保、患者情報や感染状況の的確な把握等をできる体制を整備

【これまでの対応】

検査

- ✓ 健康安全研究センター・民間検査機関の体制強化
- ✓ かかりつけ医・PCRセンターとの連携による検査体制の拡充（最大約**3,100**件/日に拡大）

医療

- ✓ 都立・公社病院を中心に、民間医療機関の協力を得て、感染拡大に応じた病床確保を着実に推進（**3,300**床確保）
- ✓ 軽症者用に宿泊療養施設を確保（5施設・**2,865**室）

患者情報 ・ 感染状況

- ✓ 「患者情報管理センター」の設置
- ✓ 都職員派遣による**保健所の取組支援**、保健所・医療機関等との連携

【感染の再拡大期も見据えた今後の対応策】

迅速に検査を受けられる体制の充実

- ✓ 新型コロナ外来の拡充・PCRセンターの設置支援により、**都内全域**における**検査体制を充実**（今後**46**区市町村に拡大）
- ✓ **新たな検査機器、試薬、抗原検査等の活用**や積極的な設備整備・人材育成の促進による**検査能力増強** など

これまでの都の取組を検証し、 症状に応じた医療提供体制を整備

- ✓ 発生状況に応じて病床を確保（**最大4,000**床）
- ✓ **重篤・重症・中等症用病床のほか、診療機能に応じた感染症入院重点医療機関**（当初約20施設）、専用医療機関の整備
- ✓ 軽症者等用の**宿泊療養施設の確保**
- ✓ 医療機関における**感染症対策人材の育成・確保**
- ✓ ガイドラインや動画作成など**院内等感染防止対策の強化**
- ✓ **医療物資の確保**（マスク、アルコール消毒液、防護服）

患者情報の的確な把握・モニタリングの強化等

- ✓ **都と保健所の一体的な取組の推進**による情報管理・患者支援機能の強化
- ✓ **接触確認アプリの活用等**による接触状況の把握
- ✓ 抗体検査による都民の感染状況の調査及び研究

迅速に検査を受けられる体制の充実

概要

- 検査を受ける必要がある人が必ず迅速に検査を受けられるよう体制を整備
- 新型コロナ外来の拡充・PCRセンターの設置支援により、都内全域で検査体制を拡充
- 新たな検査機器、試薬、抗原検査等の活用や積極的な設備整備・人材育成の促進による検査能力の増強等

【これまで】

①検査受診場所

新型コロナ外来 80か所
PCRセンター 16か所
(16区市)
※4月末現在

②検査処理能力

[実績] 平均 約1,000件/日
最大 約1,800件/日
※最大処理能力 約3,100件/日
※4月末現在

③検査手法

PCR検査（鼻咽頭拭い、喀痰）



検査機会の拡大

検査能力の拡充



【これから】

都内全域で検査体制を拡充

新型コロナ外来 100か所
PCRセンター 38か所
(46区市町村)

- ✓ 多摩地域での新型コロナ外来、PCRセンターの設置促進

都内全体での検査処理能力の向上

最大処理能力 約10,000件/日を目指す

- ✓ 新たな検査機器の導入支援
- ✓ 大学等研究機関の活用

多様な検査手法の活用による検査時間の短縮

- ✓ 唾液によるPCR検査の導入
- ✓ 抗原検査キットの導入

医療提供体制の整備（①病床確保・運用）

概要

- 新型コロナウイルス感染症の専門家等の協力を得て、感染状況・患者動向を把握・分析
- 感染拡大の兆候等がある場合には、必要に応じ、「東京アラート」の発動前から、必要な医療提供体制の準備に着手
- 感染拡大の状況に応じた病床確保とともに、患者の重症度や特性に応じて確実に受入れ

【これまで】

・ 5段階で病床を確保

【Lv.1】 500床 【Lv.4】 3,000床
【Lv.2】 1,150床 【Lv.5】 4,000床
【Lv.3】 2,000床

- ・ 都立公社病院を中心に、民間医療機関の協力を得て、病床確保を着実に推進
3,300床確保（4月）



- ・ 軽症者用の宿泊療養施設を確保（5施設2,865室）

発生状況に応じたレベル設定の見直し

患者の重症度や特性に応じた受入体制の強化

【これから】

・ 早期に病床を確保できるよう3段階に見直し

【Lv.1】 1,000床（うち重症100床）
【Lv.2】 3,000床（300床）
【Lv.3】 4,000床（700床）

- ・ 都立公社病院を中心とした病床確保
- ・ 重点的に患者を受け入れる感染症入院重点医療機関を指定

〔重症度〕 重篤・重症、中等症等

〔患者特性〕 認知症、小児・周産期、透析、精神、神経難病等

- ・ 中等症患者を中心に受け入れる感染症専用医療機関を整備

・ 軽症者等用の宿泊療養施設を確保

感染拡大時に速やかに開設できるよう、複数の事業者等と覚書を締結

医療提供体制の整備（②院内等感染防止対策）

概要

- すべての医療機関における院内感染防止対策を徹底
- 入手困難な医療物資を安定的に供給し、院内感染を防止

感染症対策人材の育成・確保

○医療機関における感染症対応の強化

- ・感染症専門医や認定看護師が一般診療科の医療従事者に対し感染症医療に関する指導・支援等を実施

○高度医療人材の育成

- ・重症患者の診療にあたることのできる医療従事者を養成

○看護師の現場復帰の促進

- ・看護協会と連携し、現場を離れている看護師を迅速に確保できる仕組みを構築
- ・現場実習など、現場復帰に必要な訓練を実施

院内等感染防止対策の強化

○東京DMATによる助言・相談

- ・必要に応じ、東京DMAT隊員を派遣し、病院の状況を踏まえた助言・相談を実施

○動画等を活用した院内研修

- ・東京DMATの協力のもと、院内感染防止のための具体的な対応策を盛り込んだ動画やガイドラインを作成・配布
- ・个人防护具着脱手順書・動画等を活用した研修を実施

医療物資の確保

○个人防护具（防護服、N95マスク等）を医療機関へ配布

年度当初 約180万セット備蓄

約50万セット配布済み（4月末）

在庫約130万+今後260万購入
年間390万セット確保

○サージカルマスクを購入し、寄付や国供給分も含め医療機関へ配布

約1,300万枚配布済み（5月現在）

今後約9,300万枚確保

○今後の備蓄品について、必要品目、数量を改めて検証・確保

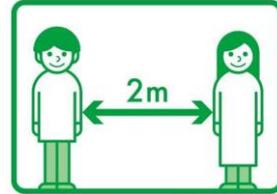
暮らしや働き方の「新しい日常」

新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣＝「新しい日常」を、一人ひとりが実践していきましょう。

手洗いの徹底・マスクの着用



ソーシャルディスタンス



SOCIAL DISTANCE (距離を保とう)

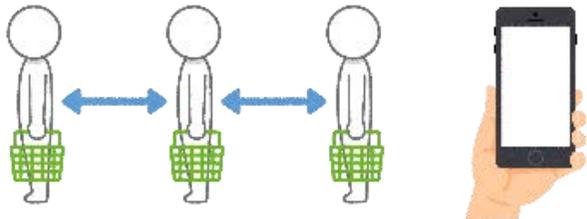
「3つの密」を避けて行動



NO!! 3密

買い物

- 少人数・短時間で済まそう
- レジで並ぶ時は間隔をあげよう
- 通販やキャッシュレスを活用しよう



娯楽・スポーツ等

- オンラインを活用し楽しもう
- 公園は空いている時間、場所を選ぼう



公共交通機関

- 混んでいる時間帯を避けよう
- 徒歩や、自転車を利用しよう



食事

- お箸やお皿の共用を避ける、座り方を工夫するなど、新しい食事マナーを実践しよう
- テイクアウトやデリバリーを利用しよう



働き方

- テレワークや時差出勤を広げよう
- オンライン会議やはんこレスを進めよう
- ついたてや換気、消毒など、職場に応じた工夫をしよう



事業者向け「東京都感染拡大防止ガイドライン」 ～「新しい日常」の定着に向けて～

- 事業を再開するに当たって、利用者・従業員を守るためには、感染防止対策が必要
- 本ガイドラインは、施設を継続的に使用するための方向付けとなる

1. 商業施設等利用者への対策

入場時における対策

- ・ 日時指定予約や時間制来場者システム、完全予約制の導入
- ・ 整理券やオンラインチケットの販売等による混雑緩和
- ・ マスクの着用（利用者に対する周知） 等

施設内における対策

- ・ 人と人との間隔確保（できるだけ2m）
- ・ 複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒 等

2. 従業員への対策

従業員の体調管理等

- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・ 事前の検温等の実施
- ・ 体調不良の場合は必ず休養 等

営業中における対策

- ・ 従業員のマスクの着用
- ・ 扇風機の外部へ向けての使用 等

休憩時等における対策

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒 等

3. 施設環境整備

レジ・窓口等

- ・ レジ・窓口等の対面する場所にアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ チケットレス、キャッシュレス導入による入場時の接触回避 等

トイレ

- ・ 適時、拭き上げ消毒
- ・ できるだけペーパータオルを設置 等

ごみの廃棄

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用 等

清掃・消毒

- ・ タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等、不特定多数が触れる場所の清掃・消毒 等

4. 感染者発生時に向けた対応

迅速な把握と情報管理

- ・ 顧客リストやアプリケーションの活用などによる来場者の把握 等

5. 各施設別のガイドライン

各施設

- ・ 業界別の感染拡大防止例
- ・ 各業界団体作成ガイドラインの周知徹底 等

「新しい日常」の定着に向けた多面的なサポートを推進

都民・事業者の**セーフティネットの充実**、**感染症防止と経済社会活動との両立**、**社会構造の変革**などの取組を通じて、「新しい日常」が定着した社会を構築していく

セーフティネットの充実

- ・ **中小企業への制度融資支援**
- ・ **生活福祉資金**（緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付）
- ・ 一時住宅による**居住支援**
- ・ **緊急就業相談ダイヤル・窓口設置**
- ・ **第二の就職氷河期を生まないための先手の施策**
- ・ 不安や悩みを抱える**子供やひとり親家庭へのサポートの充実**

など

感染症防止と経済社会活動との両立

- ・ 感染拡大防止に資する**新事業分野へのビジネス展開支援**
（例 夏でも快適なマスクや非接触型の新商品などの販路開拓等）
- ・ 非接触型サービスの導入等、**新しい生活様式に対応した業態転換の支援**
- ・ 事業者による**ガイドライン等に基づく対策の実行支援**
- ・ **高齢者や障害者等の見守りサービスの充実**

など

社会構造の変革

- ・ 先進的な**テレワーク環境整備**による**働き方改革の促進**
- ・ **オンラインによる一貫した就業支援システムの構築**
- ・ **オンライン教育の充実**による**途切れのない学びの確保**
- ・ 都の**行政手続をデジタル化し、デジタルガバメントを推進**
- ・ **デジタルトランスフォーメーションの加速化**

など

「新しい日常」が定着した社会を構築

1都3県による連携

1都3県共同メッセージ

緊急事態は継続中

感染予防を改めて徹底しましょう

- ・外出の自粛
- ・お互いに2mの距離を確保
- ・手洗い・咳エチケットなどの取組

次なる感染拡大の波に備えて

我々は連携を更に深めて全力で

- ・みんなの「いのちと暮らし」を守ります
- ・一歩進んだ新しい社会を実現します

水際対策の強化に関する国要望

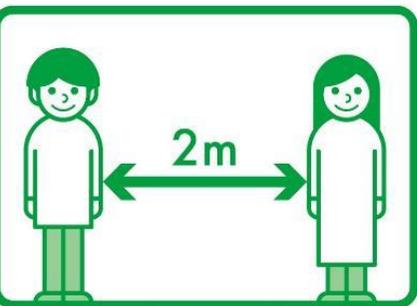
- ・入国管理・検疫体制の強化
- ・接触追跡システムの構築等による感染経路の把握

STAY HOME



みんなで守ろう
「いのちと暮らし」

SOCIAL DISTANCE



令和2年6月11日
東京都総務局

施設別休止要請の緩和ステップ

留意点

- 「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」における「休業要請の緩和のステップ（施設別）」の詳細を記したもの
- 運動施設や劇場等の人数については、イベントの上限人数と連動
- 施設の使用を再開する場合には、都や業界団体のガイドライン等を踏まえ、適切な感染拡大予防対策を講ずること

施設別休止要請の緩和ステップ

1 「ステップ1」から休止要請等の緩和を行う施設

(×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可)

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
展示施設	博物館	×	○	○	○	
	美術館	×	○	○	○	
	図書館	×	○	○	○	
	科学館	×	○	○	○	
	記念館	×	○	○	○	
	水族館	×	○	○	○	
	屋内動物園	×	○	○	○	
	屋外動物園	×	○	○	○	
	屋内植物園	×	○	○	○	
	屋外植物園	×	○	○	○	

施設別休止要請の緩和ステップ

1 「ステップ1」から休止要請等の緩和を行う施設

(×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可)

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
運動施設（屋内）	体育館	×	△（※）	○	○	（※）観客席部分は使用停止
	屋内水泳場	×	△（※）	○	○	
	屋外水泳場（専ら遊技を対象とする施設を除く）	×	△（※）	○	○	
	ボウリング場	×	△（※）	○	○	
	屋内スケート場	×	△（※）	○	○	
	屋内ゴルフ練習場	×	△（※）	○	○	
	屋内バッティング練習場	×	△（※）	○	○	
	屋内陸上競技場	×	△（※）	○	○	
	屋内野球場	×	△（※）	○	○	
	屋内テニス場	×	△（※）	○	○	
	柔剣道場	×	△（※）	○	○	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	×	△（※）	○	○	
大学・学習塾等	大学	×	○（※）	○	○	（※）分散登校等
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	×	○（※）	○	○	
	日本語学校・外国語学校	×	○（※）	○	○	
	インターナショナルスクール	×	○（※）	○	○	

施設別休止要請の緩和ステップ

1 「ステップ1」から休止要請等の緩和を行う施設

(×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可)

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
文教施設	幼稚園	×	○ _(※)	○ _(※)	○ _(※)	(※) 登校日の設定数を変更して対応 (オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ)
	小学校	×	○ _(※)	○ _(※)	○ _(※)	
	中学校	×	○ _(※)	○ _(※)	○ _(※)	
	義務教育学校	×	○ _(※)	○ _(※)	○ _(※)	
	高等学校	×	○ _(※)	○ _(※)	○ _(※)	
	高等専修学校	×	○ _(※)	○ _(※)	○ _(※)	
	高等専門学校	×	○ _(※)	○ _(※)	○ _(※)	
	中等教育学校	×	○ _(※)	○ _(※)	○ _(※)	
	特別支援学校	×	○ _(※)	○ _(※)	○ _(※)	

施設別休止要請の緩和ステップ

2 「ステップ2」から休止要請等の緩和を行う施設

(×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可)

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
学習塾等	自動車教習所	×	×	○	○	
	学習塾	×	×	○	○	
	英会話教室	×	×	○	○	
	音楽教室	×	×	○	○	
	囲碁・将棋教室	×	×	○	○	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	×	×	○	○	
	そろばん教室	×	×	○	○	
	バレエ教室	×	×	○	○	
	体操教室	×	×	○	○	
劇場等	劇場	×	×	○	○	
	観覧場	×	×	○	○	
	プラネタリウム	×	×	○	○	
	映画館	×	×	○	○	
	演芸場	×	×	○	○	
集会・展示施設	集会場	×	×	○	○	
	公会堂	×	×	○	○	
	展示場	×	×	○	○	
	貸会議室	×	×	○	○	
	文化会館	×	×	○	○	
	多目的ホール	×	×	○	○	

2 「ステップ2」から休止要請等の緩和を行う施設

(×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可)

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
集会・展示施設	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	×	×	○	○	
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	×	×	○	○	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	×	×	○	○	
	ペット美容室（トリミング）	×	×	○	○	
	宝石類や金銀の販売店	×	×	○	○	
	住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）	×	×	○	○	
	古物商（質屋を除く。）	×	×	○	○	
	金券ショップ	×	×	○	○	
	古本屋	×	×	○	○	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	×	×	○	○	
	囲碁・将棋盤店	×	×	○	○	
	DVD/ビデオショップ	×	×	○	○	
	DVD/ビデオレンタル	×	×	○	○	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	×	×	○	○	
	ゴルフショップ	×	×	○	○	
	土産物屋	×	×	○	○	
	旅行代理店（店舗）	×	×	○	○	
	アイドルグッズ専門店	×	×	○	○	
	ネイルサロン	×	×	○	○	
	まつ毛エクステンション	×	×	○	○	
スーパー銭湯	×	×	○	○		
岩盤浴	×	×	○	○		

2 「ステップ2」から休止要請等の緩和を行う施設

(×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可)

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
商業施設	サウナ	×	×	○	○	(※) 各ステップにおいて、緩和の対象とならないテナント、売り場等については、引き続き休止要請の対象となる。
	整体院 <small>(主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外とする。)</small>	×	×	○	○	
	エステサロン	×	×	○	○	
	日焼けサロン	×	×	○	○	
	脱毛サロン	×	×	○	○	
	写真屋	×	×	○	○	
	フォトスタジオ	×	×	○	○	
	美術品販売	×	×	○	○	
	展望室	×	×	○	○	
	百貨店（生活必需品売場以外）	×	×	○ _(※)	○ _(※)	
	ホームセンター（生活必需品売場以外）	×	×	○ _(※)	○ _(※)	
ショッピングモール（生活必需品売場以外）	×	×	○ _(※)	○ _(※)		
運動施設（屋内）	スポーツジム	×	×	○	○	

施設別休止要請の緩和ステップ

3 「ステップ3」から休止要請等の緩和を行う施設

(×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可)

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
遊興施設等	カラオケ	×	×	×	○ ^(※1)	(※1) 飲食・酒類の提供については、 朝5時～夜12時まで (6/18をもって終了) (※2) 6/19から
	バー（接待を伴わない施設に限る）	×	×	×	○ ^(※1)	
	スナック（接待を伴わない施設に限る）	×	×	×	○ ^(※1)	
	パブ（接待を伴わない施設に限る）	×	×	×	○ ^(※1)	
	キャバレー	×	×	×	○ ^(※2)	
	ナイトクラブ	×	×	×	○ ^(※2)	
	ダンスホール	×	×	×	○ ^(※2)	
	バー（接待を伴う施設に限る）	×	×	×	○ ^(※2)	
	スナック（接待を伴う施設に限る）	×	×	×	○ ^(※2)	
	パブ（接待を伴う施設に限る）	×	×	×	○ ^(※2)	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	×	×	×	○ ^(※2)	
	性風俗店（デリヘル含む）	×	×	×	○ ^(※2)	
	ネットカフェ	×	×	×	○ ^(※1)	
	漫画喫茶	×	×	×	○ ^(※1)	
	ライブハウス	×	×	×	○ ^(※2)	
	射的場	×	×	×	○ ^(※1)	
	場外馬（車・舟）券場	×	×	×	○ ^(※1)	
	ヌードスタジオ	×	×	×	○ ^(※1)	
のぞき劇場	×	×	×	○ ^(※1)		
ストリップ劇場	×	×	×	○ ^(※1)		

施設別休止要請の緩和ステップ

3 「ステップ3」から休止要請等の緩和を行う施設

(×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可)

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
遊興施設等	個室ビデオ店	×	×	×	○ ^(※1)	(※1) 飲食・酒類の提供については、 朝5時～夜12時まで (6/18をもって終了)
	アダルトショップ	×	×	×	○ ^(※1)	
	ダーツバー	×	×	×	○ ^(※1)	
遊技施設	マージャン店	×	×	×	○	
	パチンコ屋	×	×	×	○	
	ゲームセンター	×	×	×	○	
	テーマパーク	×	×	×	○	
	遊園地	×	×	×	○	

施設別休止要請の緩和ステップ

4 「ステップ0」から休止要請の対象外であった施設

※運動施設（屋外）の一部及び食事提供施設については、「ステップ0」においても使用停止等の要請あり

（×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可）

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
運動施設（屋外）	屋外ゴルフ練習場	○	○	○	○	（※）観客席部分は使用停止
	屋外バッティング練習場	○	○	○	○	
	屋外陸上競技場	△（※）	△（※）	○	○	
	屋外野球場	△（※）	△（※）	○	○	
	屋外テニスコート	△（※）	△（※）	○	○	
	弓道場	○	○	○	○	
学習塾等	オンライン授業	○	○	○	○	
	家庭教師	○	○	○	○	
集会・展示施設	神社	○	○	○	○	
	寺院	○	○	○	○	
	教会	○	○	○	○	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	○	○	○	○	
	学童クラブ	○	○	○	○	
	障害児通所支援事業所	○	○	○	○	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	○	○	○	○	
	障害福祉サービス等事業所	○	○	○	○	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	○	○	○	○	
	婦人保護施設	○	○	○	○	
	その他の社会福祉施設	○	○	○	○	

施設別休止要請の緩和ステップ

4 「ステップ0」から休止要請の対象外であった施設

※運動施設（屋外）の一部及び食事提供施設については、「ステップ0」においても使用停止等の要請あり

（×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可）

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
医療施設 (国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とする。)	病院	○	○	○	○	
	診療所	○	○	○	○	
	歯科	○	○	○	○	
	薬局	○	○	○	○	
	鍼灸・マッサージ	○	○	○	○	
	接骨院	○	○	○	○	
	柔道整復	○	○	○	○	
生活必需物資 販売施設	卸売市場	○	○	○	○	
	食料品売り場（移動販売店舗を含む。）	○	○	○	○	
	コンビニエンスストア	○	○	○	○	
	スーパーマーケット	○	○	○	○	
	ガソリンスタンド	○	○	○	○	
	靴屋	○	○	○	○	
	衣料品店	○	○	○	○	
	雑貨屋	○	○	○	○	
	文房具屋	○	○	○	○	
	酒屋	○	○	○	○	

施設別休止要請の緩和ステップ

4 「ステップ0」から休止要請の対象外であった施設

※運動施設（屋外）の一部及び食事提供施設については、「ステップ0」においても使用停止等の要請あり

（×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可）

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
食事提供施設	飲食店	営業時間短縮 （※1）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※3）	（※1）朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、 酒類の提供は夜7時までとすることを要請 （宅配・テイクアウト除く。）
	料理店	営業時間短縮 （※1）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※3）	
	喫茶店	営業時間短縮 （※1）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※3）	（※2）朝5時から夜10時までの間の営業を要請し、 酒類の提供は夜10時までとすることを要請 （宅配・テイクアウト除く。）
	和菓子・洋菓子店	営業時間短縮 （※1）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※3）	
	タピオカ屋	営業時間短縮 （※1）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※3）	（※3）朝5時から夜12時までの間の営業を要請し、 酒類の提供は夜12時までとすることを要請 （宅配・テイクアウト除く。） （営業時間短縮は6/18をもって終了）
	居酒屋	営業時間短縮 （※1）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※3）	
	屋形船	営業時間短縮 （※1）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※3）	
住宅・宿泊施設	ホテル	○	○	○	○	
	カプセルホテル	○	○	○	○	
	旅館	○	○	○	○	
	民泊	○	○	○	○	
	共同住宅	○	○	○	○	
	寄宿舍	○	○	○	○	
	下宿	○	○	○	○	
	ラブホテル	○	○	○	○	
	ウィークリーマンション	○	○	○	○	

施設別休止要請の緩和ステップ

4 「ステップ0」から休止要請の対象外であった施設

※運動施設（屋外）の一部及び食事提供施設については、「ステップ0」においても使用停止等の要請あり

（×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可）

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
交通機関等	バス	○	○	○	○	
	タクシー	○	○	○	○	
	レンタカー	○	○	○	○	
	電車	○	○	○	○	
	船舶	○	○	○	○	
	航空機	○	○	○	○	
	物流サービス（宅配等を含む）	○	○	○	○	
工場等	工場	○	○	○	○	
	作業場	○	○	○	○	
金融機関・官公署等	銀行	○	○	○	○	
	消費者金融	○	○	○	○	
	A T M	○	○	○	○	
	証券取引所	○	○	○	○	
	証券会社	○	○	○	○	
	保険代理店	○	○	○	○	
	事務所	○	○	○	○	
	官公署	○	○	○	○	

施設別休止要請の緩和ステップ

4 「ステップ0」から休止要請の対象外であった施設

※運動施設（屋外）の一部及び食事提供施設については、「ステップ0」においても使用停止等の要請あり

（×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可）

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
その他	理髪店	○	○	○	○	
	美容院	○	○	○	○	
	銭湯（公衆浴場）（物価統制令の対象となるもの）	○	○	○	○	
	貸倉庫	○	○	○	○	
	郵便局	○	○	○	○	
	メディア	○	○	○	○	
	貸衣装屋	○	○	○	○	
	不動産屋	○	○	○	○	
	結婚式場（貸衣装含む）	○	○	○	○	
	葬儀場・火葬場	○	○	○	○	
	質屋	○	○	○	○	
	獣医	○	○	○	○	
	ペットホテル	○	○	○	○	
	たばこ屋（たばこ専門店）	○	○	○	○	
	ブライダルショップ	○	○	○	○	
	本屋	○	○	○	○	
	自転車屋	○	○	○	○	
	家電販売店	○	○	○	○	
園芸用品店	○	○	○	○		
修理店（時計、靴、洋服等）	○	○	○	○		

施設別休止要請の緩和ステップ

4 「ステップ0」から休止要請の対象外であった施設

※運動施設（屋外）の一部及び食事提供施設については、「ステップ0」においても使用停止等の要請あり

（×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可）

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
その他	鍵屋	○	○	○	○	
	100円ショップ	○	○	○	○	
	駅売店	○	○	○	○	
	家具屋	○	○	○	○	
	自動車販売店、カー用品店	○	○	○	○	
	花屋	○	○	○	○	
	ランドリー	○	○	○	○	
	クリーニング店	○	○	○	○	
	ごみ処理関係	○	○	○	○	

「第 30 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 2 年 6 月 11 日（木）20 時 45 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは、ただいまより第 30 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

まず、状況につきまして、私の方から説明をいたします。次第の表紙を 1 枚おめくりください。世界の発生感染者の発生状況です。世界では、700 万を超える感染者数、そして死亡者につきましては、40 万を超える数が発生しております。国内につきましては、感染者数が 1 万 7000、そして死亡者数が 919 名という状況になります。その下が、都の発生状況です。5426 名が、6 月 10 日 18 時 30 分の時点で発生しております。

資料を 2 枚おめくりください。国の動きになりますが、6 月 4 日、第 37 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を国の方では持ち回りで実施しております。皆様のお手元には、開催されました資料につきましてお配りしておりますので、後程ご参照いただければと思います。

資料を 2 枚おめくりいただきまして、都の対応の中の最後のところになります。「東京アラート」につきましては、6 月 2 日に感染拡大の警戒を呼びかけるために発動をしたところ です。

1 枚資料をおめくりください。新型コロナウイルス感染症への各局の対応になります。中ほど、総務局の一番下のところになりますが、先週から繁華街におけます、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた、都民への呼びかけを実施いたしました。

資料 1 枚おめくりください。一番上になります。政策企画局の最後の項目になりますが、知事によりますライブ配信につきまして、5 月 30 日から毎週月木の配信に変更しております。その下、戦略政策情報推進本部のところですが、これは本部長から、ICT 推進本部長から後程ご説明をいただく予定です。その下が主税局のところ です。都税事務所等窓口におけます混雑緩和対策として、窓口の混雑状況を配信するサービスを導入いたしました。また、国の「新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策における税制上の措置」に伴いまして、自家乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を軽減する、という特例措置につきまして、適用期間を 6 ヶ月延長するものです。

1 枚おめくりください。このページには、特に新しいところはありません。1 枚おめくりいただきまして、一番下の中央卸売市場のところですが、1 枚おめくりいただいて、一番上になります。感染拡大防止対策を講じた上で、市場の一般見学等を 6 月 8 日から一部再開をいたします。中程、下水道局です。国からの協力依頼に基づきまして、夜の繁華街や水

再生センターにおけます、下水に含まれるコロナウイルスの調査のために、下水の採取を実施いたしました。

1枚おめくりください。労働委員会事務局になります。6月1日から、電話やカメラを用いるなど、感染拡大防止対策を講じた上で、審問調査を再開いたしました。その下、東京消防庁になります。各種法定講習は規模を縮小して6月1日から、また採用試験の申込受付を6月15日から管理職選考及び昇任試験の再開を6月18日からということで実施する予定となっております。

資料を3枚おめくりいただきまして、モニタリングの指標につきまして、次に説明をいただきます。それでは福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局長】

それでは、私の方から、モニタリング指標の状況についてご説明いたします。

まず、資料1枚目でございます。7つの指標の概括したものでございます。特に、1番目の新規陽性者数、2番目の新規陽性者における接触歴等不明率、3番目の週単位の陽性者増加比につきましては、それぞれの数字右手にございます、緩和アラートの目安を下回る形になってございます。その他の事項を含めまして、個別の表で説明して参ります。1枚おめくりいただきたいと存じます。

まず、新規陽性者数でございますが、7日間移動平均で17.9人となりました。ここ数日、20人を下回った水準で推移してございます。1枚おめくりいただきたいと思っております。新規陽性者に係る接触歴等不明率でございます。48.0%、これは昨日に比べて0.9ポイントの減となっております。直近1週間は、50%を下回る数値が続いているところでございます。なお、本日の陽性者数は22人いらっしゃいましたが、うち濃厚接触者は10人ございまして、5人が、いわゆる「夜の街」関連、また接触歴等不明者10人のうち1人が「夜の街」関連でございました。ここ数日の傾向でございますが、「夜の街」関連、院内感染等、クラスターの割合、いわゆる、経過を迫る方々の割合が増えていると認識してございます。1枚おめくりいただきまして、週単位の陽性者増加比でございます。0.98となりまして、前日比0.16ポイントの減となっております。1を超えて推移しておりましたが、直近は減少傾向となり、本日1を下回ったという状況でございます。1枚おめくりいただきたいと存じます。重症患者数でございますが、昨日より1人減りまして、21人となっております。日々、若干の増減がございまして、非常に低い数字で推移しておりまして、病床確保で考えても、レベル1の重症者数の重症ベッド100床に対しても、十分低い水準、余裕がある状況になっているということでございます。1枚おめくりいただきまして、入院患者数でございます。こちらも同様な傾向が見てとれまして、昨日19人の減となっており、237の方が入院中でございます。直近2週間は、やはり減少傾向でございまして、300人を割っている状況が続いてございます。医療体制としては、十分確保できているといった状態でございます。1枚おめくりいただきまして、PCR検査陽性率でございます。これも1.6%。昨日

より 0.1 ポイント増となっておりますが、全体で見ますと、検査実施体制が十分確保できていることからこの数値で推移しているということでございます。

最後 7 番目でございます。受診相談窓口における相談件数でございますが、これは 1,178 件、昨日より 34 件減となっておりますが、基本的には、1,000 件以上で推移しているといった状況でございます。以上でございます。

【危機管理監】

以上の指標の状況を受けまして、紙の資料だと 2 枚後になりますが、全体評価の件、そしてステップの件、さらに第 2 波に備える件につきまして、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

私の方からご説明をいたします。

個別の指標の状況につきましては、ただいま福祉保健局長からご説明があった通りでございます。モニタリング指標の状況についてでございますが、新規陽性者数の移動平均が、ここ数日 20 人を下回った水準で推移しており、新規陽性者における接触歴等不明率も 5 割を下回っております。週単位の陽性者増加比は 1 を超えて推移しておりましたけれども、本日、これも 1 を下回りました。

陽性者の状況を見ると、半数以上が濃厚接触者でございまして、先週に引き続き、集団感染が見られるほか、接待を伴う飲食店、いわゆる「夜の街」関連での陽性者が多くなっております。医療提供体制についても、指標で示す数値が低位で推移しており、十分確保されている状況でございます。

休業要請等の緩和措置については、「ステップ 2」への移行判断から約 2 週間が経過いたしました。指標は緩和の目安を下回っております。こうしたモニタリング指標の状況につきまして、先ほど東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の委員の先生方からご意見を伺いました。先生方からは、「東京アラート」を解除し、「ステップ 3」へ移行することは妥当とのご意見を頂戴したところでございます。

これらの状況を総合的に判断し、「東京アラート」を本日解除するとともに、6 月 12 日午前 0 時をもって、「ステップ 2」から「ステップ 3」へと移行することとしたいと思っております。「ステップ 3」への移行により、適切な感染拡大防止対策を取った上で、すべての施設の休業要請を終了することとしたいと思っております。なお、接待を伴う飲食店等及びライブハウスの緩和につきましては、これまで国の方針が決定され次第、判断することとしておりました。これに対しまして、近いうちに、各業界団体において策定した感染拡大予防ガイドラインが公表されると聞いておまして、6 月 19 日からこの 2 つの業態につきましても、制限を解除することといたします。

また、飲食店の営業時間の短縮については、明日から酒類の提供も含め、朝 5 時から夜 12 時まで、これまで夜 10 時でありましたけれども、2 時間延長して夜 12 時までといたしました。

と思います。なお、この営業時間の短縮要請についても18日をもって終了することといたしたいと思います。モニタリングの総括については以上です。

次に、第2波に備える新たな対応について、お手元の資料によりご説明をしたいと思います。こちらに記載の3つの柱立てに沿ってご説明をしたいと思います。3ページをご覧ください。

第一に、第2波に備えた検査・医療体制の構築でございます。今後起こりうる第2波に備えて、庁内に感染症対策検討チームを設置し、外部専門家の知見も活用しながら、感染症全般にわたる多面的な検討を進めて参ります。今月中に、喫緊の課題への対応や体制整備に関する方針をまとめ、7月には第2波への対策の全体像をまとめていきたいと考えております。一つ目は、患者情報、医療情報のリアルタイムでの一元管理、本庁の機能強化、保健所との連携強化など、感染症への組織対応力の強化でございます。

次のページをご覧ください。二つ目はPCR検査の充実やオンライン診療体制の拡充を始めとした、検査体制の拡充でございます。

次のページになりますが、三つ目は、重症度や患者の特性に応じた医療機関の指定、無症状者、軽症者用の宿泊療養施設の確保などの医療提供体制の拡充でございます。6ページをご覧くださいと思います。

第二に、「新しい日常」を実践する経済社会活動への支援でございます。「新しい日常」に適合した経済社会活動のあり方を展望し、その変革に向けた都民や事業者の取組を多面的に支援していく方策について検討し、実施して参ります。速やかに取り組む事項の一つとして、明日から都や業界団体のガイドライン等に沿った、事業者による感染防止策の実践を徹底するため、業種別チェックシートや感染拡大防止ステッカーをオンラインで提供することといたします。なお、オンラインでの利用に関しまして、お困りの事業者の皆様においては、緊急事態措置等感染拡大防止協力金相談センターにお問い合わせをいただき、対応していきたいと考えております。

第三に、都庁組織の強化でございます。第2波に備え、都庁の総力を結集し、危機管理体制の整備やデジタルトランスフォーメーションの推進などに取り組み、感染拡大時の態勢対応力を強化して参ります。具体的には、機動的な人員配置を迅速に行うため、予め全庁的な応援体制の準備などを検討するとともに、庁内各局の新型コロナ対策におけるICT活用をサポートするため、明日、東京テックチームを創設するなど、速やかに取組を進めて参ります。私からの説明は以上です。

【危機管理監】

資料をおめくりいただきまして、A4の縦の資料ですね、東京版新型コロナ見守りサービスの提供を開始しますという、資料をご覧ください。第2波の備えの一環の政策でございます。これに関しまして、戦略政策情報推進本部長からご説明お願いいたします。

【戦略政策情報推進本部長】

戦略政策情報推進本部でございます。

都立施設における東京版新型コロナ見守りサービスの活用についてご報告をいたします。多くの利用者が訪れる都立施設につきましては、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」に基づき、十分な感染対策を講じ、順次施設を再開しておりますが、施設を安全安心にご利用いただくため、新たにデジタルを活用した、「東京版新型コロナ見守りサービス」を構築し、明日6月12日から運用を開始いたします。本サービスでは、クラスター発生時に施設の訪問履歴に基づき、迅速に感染情報を通知することができます。これによりまして、市中感染リスクの低減や早期相談につなげ、「新しい日常」の定着とともに、第2波への備えを強化して参ります。新型コロナ感染拡大の抑止に向けまして、各局におかれては積極的にご活用いただくようお願いいたします。以上でございます。

【危機管理監】

この他にご発言のある方いらっしゃいますか。Webexでご参加の局長等の皆様でご発言のある方いらっしゃいますか。それでは、本部長からお願いいたします。

【都知事】

皆さんご苦労様でございます。先ほど、毎週月曜日と木曜日に開いてきました、モニタリング会議を開催、そして7つのモニタリングの指標について検討いたしました。また、審議会からもアラートの解除、そして、緩和のステップを進めることにつきましては、妥当とのご意見をいただいたところであります。これらのことを総合的に判断いたしまして、「東京アラート」を本日解除いたします。

そして、ロードマップにおけますステップであります。このあと3時間後ですが、午前0時を持ちまして、「ステップ2」から「ステップ3」へ移行いたします。ロードマップが「ステップ3」に移行することによって、休業要請などほぼ終了することになります。そして、経済社会活動、これによって全面的に営まれる新たな局面へと入って参ります。

一方で、有効なワクチンの開発、普及まで相当の時間を要することを踏まえ、今後、私たちは、新型コロナウイルスとともに生きていく、「ウィズコロナ」、という新たなステージに立って、第2波に備えた、適切な感染拡大の防止策を講じながら、経済社会活動、そして都民生活を営んでいく必要がございます。

このため、感染拡大の防止に向けましては、検査体制の拡充や積極的な疫学調査の実施により、感染者を迅速に把握する。そして、継続的なモニタリングも行っていく。これによって、第2波の予兆を的確に捉える取組を進めて参ります。

また、第2波に備えまして、重症度などに応じました、医療提供体制の確保に万全を期してまいります。それから同時に、経済社会活動そのものを、「新しい日常」に適合したものと変革をしていくために、事業者の感染拡大防止のための自主的な取組への支援、テレワ

ーク、時差出勤の実践の促進をして参ります。

そして、都庁の組織であります。まず、第2波に機動的に対応する、そのための体制を整備する。そして、先ほど報告ありましたような、デジタルトランスフォーメーションをしっかりと推進していくことが重要であります。そして、「ウィズコロナ」、コロナとともに、常に感染拡大に注意していかなければなりません。

そして、都民の皆さんには、手洗いの徹底、これから暑くなりますので、このマスクの着用も熱中症をよく考えながら着用していただく。そして、ソーシャルディスタンスを活用していただく。

それから、「3つの密」を避けた行動などもこれまでお願いしていた時にもそうでありませぬけれども、それらすべて「新しい日常」を徹底して、実践していくためのやり方でありませぬ。ぜひ、皆さんとともに「新しい日常」を徹底して、実践してみましょう。

それから、事業者の皆さんへの呼びかけですが、都といたしまして各業界団体が策定するガイドライン等を踏まえた感染拡大防止対策のさらなる徹底と、テレワークや時差通勤などのより一層の推進と定着をお願いしたいと存じます。都といたしましても、モニタリングをしっかりと継続します。そして、必要な警戒をしながら。感染拡大の防止と経済社会活動との両立を図っていくことが重要であります。

そして、明日から感染拡大防止のための事業者向けチェックシートやステッカーそれから、先ほど話がありました、東京版の新型コロナウイルス見守りサービスの運用も始まるということです。

都民、事業者の皆様方には、これらのツールを活用していただいて、感染防止策にしっかりと努めていただきますようお願い申し上げます。

それから、「東京アラート」の解除に伴いまして、レインボーブリッジと都庁舎のライトアップについては、この後午後11時に今の赤色から改めてレインボーに変更する予定となっております。

各局におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の新しいステージに入ったことを、しっかりと意識しながら、第2波を起ささない、というための日々の対応が必要でございますけれども、いざ、第2波の発生があった場合には、いつでも対応できるように、スピード感を持って策を展開していただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。以上です。

【危機管理監】

以上をもちまして、第30回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。